

A scenic view of a river flowing through a forest. The river is the central focus, with water cascading over rocks. The surrounding trees are in various stages of autumn, with some showing vibrant yellow and orange leaves, while others are still green. The lighting is bright, suggesting a sunny day. The overall atmosphere is peaceful and natural.

# 第2次中野市環境基本計画

2018年3月

中野市





## ごあいさつ

～緑豊かなふるさとを共につくるまちへ～

今日の環境問題は、私たちの暮らす地域だけでなく、地球規模の広がりを見せており、私たち一人ひとりが自らの問題としてとらえ行動していくことが求められています。

中野市は自然豊かな地域であり、この自然環境が私たちの暮らしにかけがえのない恵みをもたらしています。この豊かな自然を守り、環境を良くしていくため、市では2008年（平成20年）3月に「中野市環境基本計画」を策定し、環境保全に向けた取組を進めてまいりました。この間、地球温暖化の進行や東日本大震災に起因する放射性物質による環境汚染、エネルギー問題など新たな環境問題への対応を迫られています。

このような環境問題に対応し、本市の豊かな自然を将来世代に継承するために、「第2次中野市環境基本計画」を新たに策定しました。本計画は「緑豊かなふるさとを共につくるまち なかの」をめざす環境像として掲げ、市民や事業者の皆様と市が協力して環境保全を推進する基本的事項を定めています。皆様には、本計画の内容にご理解をいただき、積極的な環境保全に向けた活動に取り組んでいただくようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただき、貴重なご意見をいただきました中野市環境審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケート等にご協力いただきました多くの市民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

2018年（平成30年）3月

中野市長 **池田 茂**

## もくじ

### 基本編

第1章 環境基本計画の基本的事項	3
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
5 計画の範囲	5
第2章 中野市の環境の現状	6
1 中野市の概要	6
2 環境の現状・課題	9
第3章 計画のめざすもの	29
1 めざす環境像	29
2 基本目標	30
3 施策の体系	31

### 実践編

第4章 具体的な取組	35
目標Ⅰ みんなで学び、行動するまちにします	35
01 環境について知って、学んで、行動しよう	35
02 みんなで協働して環境を良くしよう	38
目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にすまちにします	40
03 ごみを減らし資源を大切にしよう	40
04 ごみのないきれいなまちにしよう	43
目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします	45
05 公害のない安全なまちにしよう	45
06 緑の多いやすらぎのあるまちにしよう	47
07 水環境を良くしよう	49
目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします	51
08 農地・森林を保全し自然豊かな環境を確保しよう	51
09 多種多様な動植物が生息・生育できる環境を保全しよう	54
目標Ⅴ 地球環境にやさしいまちにします	56
10 地球にやさしいライフスタイルへ転換しよう	56
11 環境にやさしいエネルギー利用を進めよう	59
第5章 計画の推進と進行管理	61
1 計画の推進体制	61
2 計画の進行管理の方法	62

### 資料編

---

# 基 本 編

---



# 第 1 章

# 環境基本計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

中野市は、市の中央を南北に流れる千曲川や支流の夜間瀬川、斑尾川、市の北にそびえる高社山や斑尾山など水や緑に恵まれた豊かな自然が広がるまちです。

この恵まれた自然環境を守り、より良い状態で将来世代へ引き継いでいくために、中野市環境基本条例に基づき、2008年(平成20年)3月に「中野市環境基本計画」(以下、「前計画」という)を策定し、各種の取組を進めてきました。

前計画策定から10年が経過し、この間も環境問題は、地球規模で深刻化が進み、加えて東日本大震災に起因する放射性物質による環境汚染やエネルギー問題など新たな環境問題にも直面しています。

このような状況のもと、これまで以上に環境に配慮した行動が必要となることから本計画を策定します。

## 2 計画策定の目的

本計画は、中野市環境基本条例に掲げた3つの基本理念の実現をめざして、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

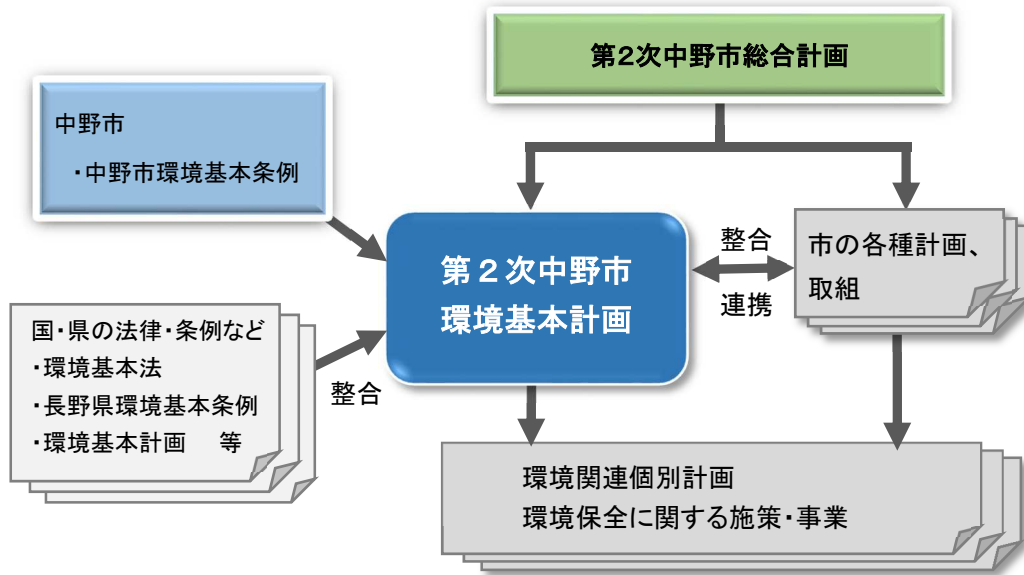
### 中野市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

### 3 計画の位置づけ

本計画は「中野市環境基本条例」に基づき策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめとして、本市が策定している構想・計画等と整合を図ります。



計画の位置づけ

### 4 計画の期間

本計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度までの10年間とし、「第2次中野市総合計画」と連携して計画を進めます。

また、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しをします。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
環境基本計画	前計画		本計画期間 (必要に応じて見直し)										次期計画
総合計画	第2次基本構想(10年間)												
	前期基本計画(6年間)						後期基本計画(4年間)						次期計画
	実施計画 毎年ローリング(3年間)												



## 5 計画の範囲

本計画の対象範囲は、中野市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、国・県・近隣市町村との連携を視野に入れて進めます。

また、対象とする環境の範囲は、循環型社会、生活環境、自然環境、地球環境の分野を対象とするとともに、環境教育や市民・事業者・市が協働した環境保全活動など、環境に関連を持つ分野も対象とします。

計画の対象範囲

区 分	対 象
環境教育・協働推進	環境学習、環境保全活動 など
循環型社会	廃棄物、資源循環、不法投棄、環境美化 など
生活環境	公害、上下水道、緑化、景観 など
自然環境	農地、森林、生物多様性 など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、交通 など

# 第2章

# 中野市の環境の現状

## 1 中野市の概要

### (1) 位置・地勢

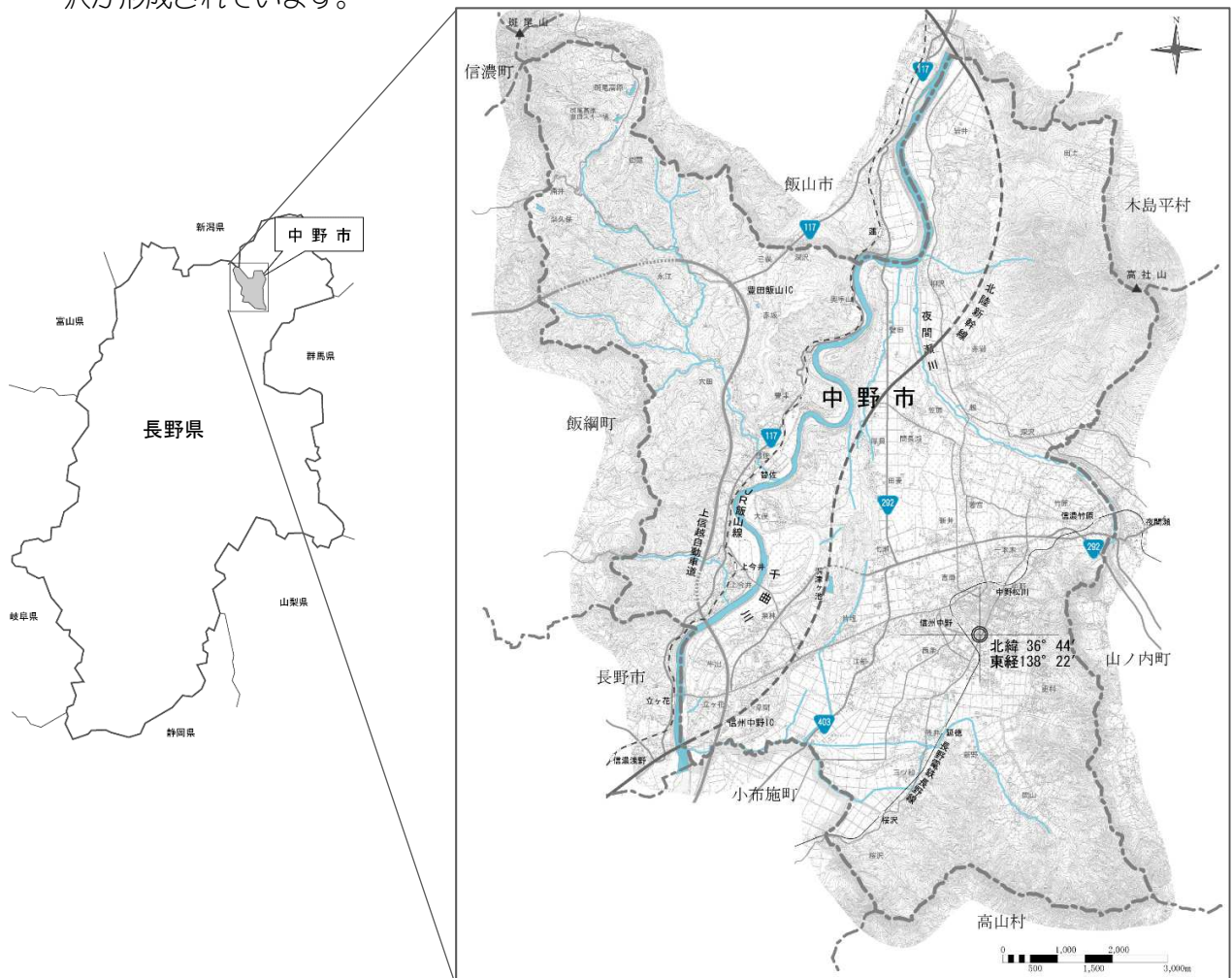
本市は長野県の北東部に位置し、東西約11km、南北約16kmで、面積は112.18km<sup>2</sup>です。

北は飯山市、木島平村、南は小布施町、高山村、東は山ノ内町、西は長野市、信濃町、飯綱町に接しています。市役所の位置は、東経138度22分、北緯36度44分、標高は367mです。

市のほぼ中央を千曲川が蛇行しながら北に流れています。北東には高井富士とも呼ばれる高社山（1351.5m）、北西には斑尾山（1381.8m）がそびえています。この2つの山裾や東部の山地を背景とする地域、千曲川の河岸段丘や夜間瀬川が形成した扇状地に集落が形成され、中野扇状地には市街地が広がっています。

高社山は、「たかやしろ」と呼び親しまれ、古くから信仰の対象にもなっています。その裾野を夜間瀬川が「十三崖」を形成し、北へ流れ、千曲川に合流しています。

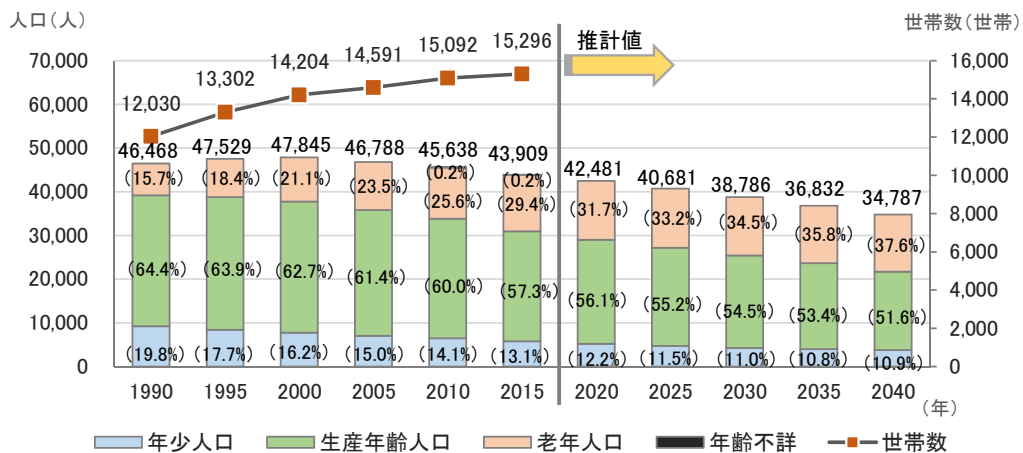
斑尾山は、手のひらを広げたような5つの尾根からなっており、この間に4つの谷と多くの沢が形成されています。



## (2) 人口

本市の平成27年国勢調査(2015年)による人口は43,909人、世帯数は15,296世帯で、1世帯当たりの平均人数は2.87人でした。2010年(平成22年)の国勢調査と比較すると、人口は1,729人(3.8%)の減少、世帯数は204世帯(1.4%)の増加でした。

国立社会保障・人口問題研究所が、2013年(平成25年)12月に発表した、「日本の地域別将来推計人口-平成22(2010)～52(2040)年(平成25年3月推計)」では、2040年の中野市の人口は34,787人となり、2010年(平成22年)より10,851人(23.8%)減少すると推計されています。

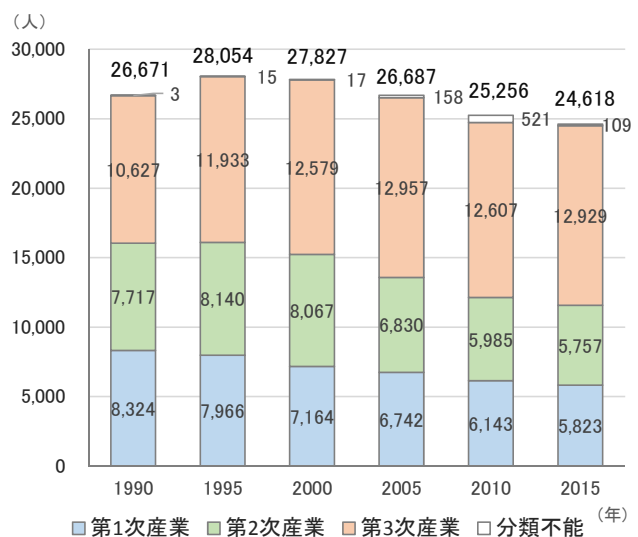


人口・世帯数の推移及び人口推計値

(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2013年(平成25年)3月推計))

## (3) 産業

2015年(平成27年)の国勢調査における本市の産業3区別の就業者数は、第1次産業23.8%、第2次産業23.5%、第3次産業52.8%でした。2010年(平成22年)と比較すると、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

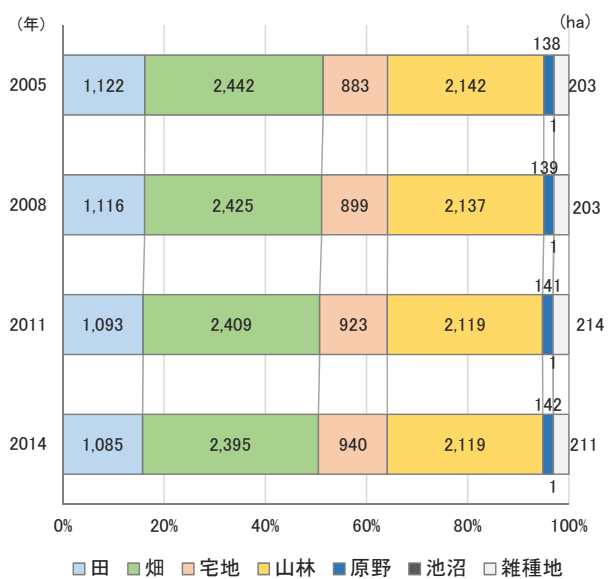


産業3区別就業者数

(資料：国勢調査)

## (4) 土地利用

地目別面積は、田が約16%、畑が約35%、山林が約30%、宅地が約14%となっています。田、畑は減少し、宅地が増加する傾向となっています。



地目別面積の推移

(資料：中野市の統計)



秋の高社山



さくらんぼ狩り体験

## 2 環境の現状・課題

### (1) 環境教育 協働推進

#### ■ 環境学習の実施

市内の各小中学校では、教科学習や児童・生徒会活動において、ごみ拾い、アルミ缶回収、花壇づくり、栽培活動などの環境学習が実践されています。

また、家庭を対象としたものとしては、水辺の生き物や川の汚れを観察し、自然環境保全の重要性を考えることを目的に自然観察会「千曲川ラフティング」を毎年開催しているほか、公民館における講座では、親子で様々な自然体験を行う機会として、親子体験教室「あるある探検隊」などを実施しています。



自然観察会「千曲川ラフティング」



親子体験教室「あるある探検隊」

## ■ 信州中野環境祭

市では、市民の皆さんに環境保全や環境問題などについて楽しみながら知っていただく機会として「信州中野環境祭」を開催しています。会場には、事業者や市民団体などによる環境に関する出展のほか、環境にやさしい製品の展示販売や各種体験コーナーなどが設けられます。



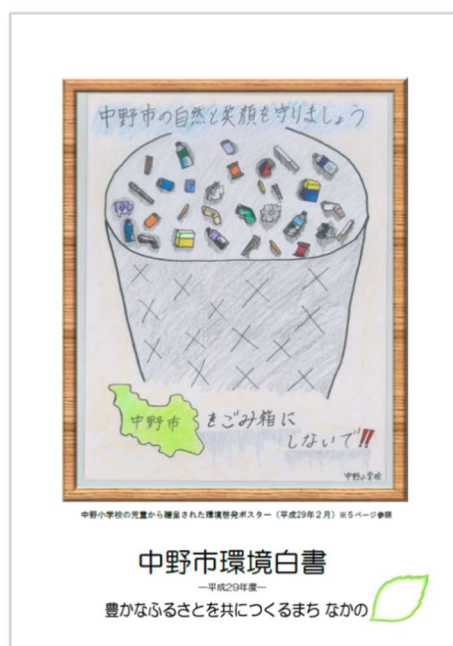
楽しいエコカーの運転体験



間伐材を使った木工工作

## ■ 情報発信

市では、環境問題などに関する市民の皆さんの関心を高めるため、広報紙や市公式ホームページなどにより環境に関する情報を提供したり、市の施設見学のコースに東山クリーンセンターや下水道汚泥堆肥化施設などを組み入れ実施しています。また、環境基本計画に基づいた取組や計画の進捗状況などをまとめた「中野市環境白書」を毎年作成し公表しています。



広報なかの、中野市環境白書は、市公式ホームページ(<http://www.city.nakano.nagano.jp/>)でご覧いただけます。

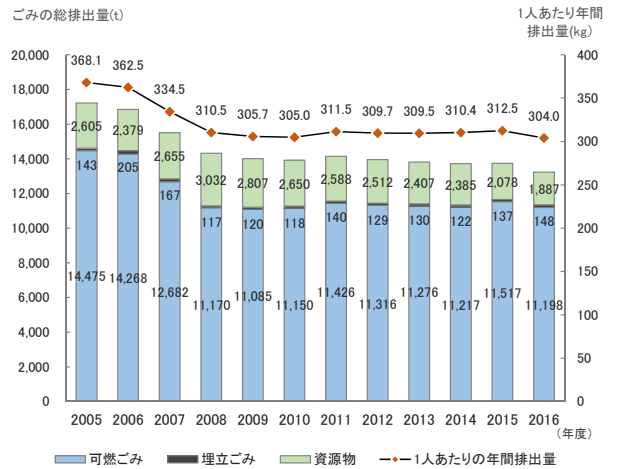
## (2) 循環型社会環境

### ■ ごみの減量化・資源化

#### ◆ごみの排出量

ごみの排出量は、2008年度(平成20年度)からほぼ横ばい傾向となっています。

2016年度(平成28年度)の「市民1人当たりのごみ排出量」は、304kgで、2006年度(平成18年度)との比較では、16.1%減少しています。



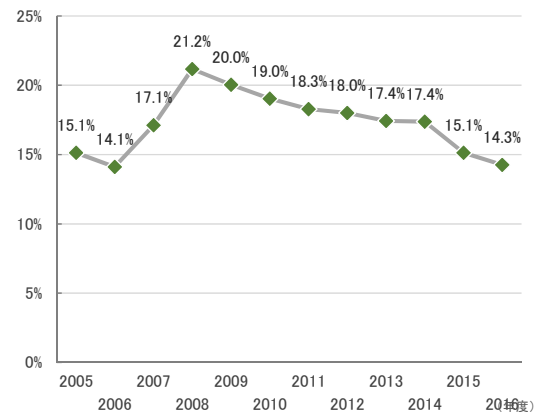
ごみの排出量の推移

(資料：環境課)

#### ◆ごみの資源化

2016年度(平成28年度)のリサイクル率は14.3%となっており、年々減少傾向にあります。近年、民間事業者による資源回収が進むことにより、行政が回収する資源物の量が減少していることが原因のひとつと考えられます。

また、本市のリサイクル率は県平均23.0%(2015年度(平成27年度))と比較して低くなっています。

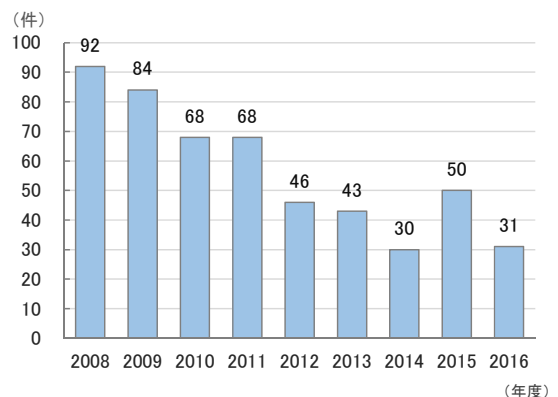


リサイクル率の推移

(資料：環境課)

#### ◆生ごみ処理機の普及促進

生ごみの堆肥化・減量化を促進するため、市では、生ごみ処理機器等を購入した方に対し、補助金を交付しています。2016年度(平成28年度)は31件交付しました。



生ごみ堆肥化機器等購入補助件数

(資料：環境課)

#### ◆下水道汚泥の堆肥化

市では、下水道汚泥を原料にして汚泥発酵肥料なかの「おすみちゃん」と「未土利(みどり)」を製造・販売しています。

■ ごみの適正処理

◆ ごみの分別

本市では、下表に示す方法でごみ・資源物の回収が行われています。

ごみ・資源物の回収・処分方法

区分	回収回数	収集方法	搬入先	処分方法	最終処分方法	処分実施者	
可燃ごみ	週2回	別に定めるごみ収集計画により、ごみ集積場から収集	東山クリーンセンター	切断・焼却	埋立	北信保健衛生施設組合	
埋立ごみ	月1回		最終処分場	埋立	埋立		
空缶・金属	月2回		不燃物処理センター	選別・圧縮・破砕	資源化		公益法人日本容器リサイクル協会
プラスチック製容器包装	週1回		委託業者	選別・圧縮・梱包		指定法人	
白色トレイ	月1回						
紙パック	月1回						
びん	月2回						
ペットボトル	月2回						
段ボール・新聞紙・雑がみ・雑誌	月2回						上記の回収方法と市内スーパー等で行う資源物日曜回収
古着	月1回		市内スーパー等で行う資源物日曜回収	選別	海外へ売却	委託業者	
廃食用油	月1回		原料化				
剪定枝	月1回	浜津ヶ池公園駐車場で資源物特別回収	浜津ヶ池公園駐車場でチップ化し無料配布	破砕	資源化	市	
陶磁器	年3回		委託業者			委託業者	
硬質プラスチック	年4回						
有害ごみ	年2回	市民大清掃日に区毎に回収	東山クリーンセンター			北信保健衛生施設組合	
粗大ごみ	随時	許可業者へ委託、直接搬入	東山クリーンセンター、不燃物処理センター	選別・焼却	資源化、埋立		
事業系可燃ごみ	随時	許可業者へ委託	東山クリーンセンター、許可業者	選別・切断・焼却	埋立	許可業者	

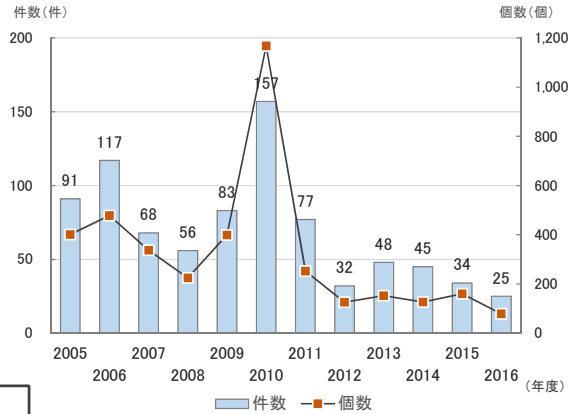
(資料：中野市一般廃棄物処理基本計画)



◆不法投棄

山間部の道路沿いや空き地などを中心に、毎年、市内各所で、年間30件前後の不法投棄が発見されています。

投棄物は、タイヤが最も多く、テレビや冷蔵庫など家電製品も多く投棄されています。



不法投棄の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- 個人：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人：3億円以下の罰金

不法投棄発見数の推移

(資料：環境課)



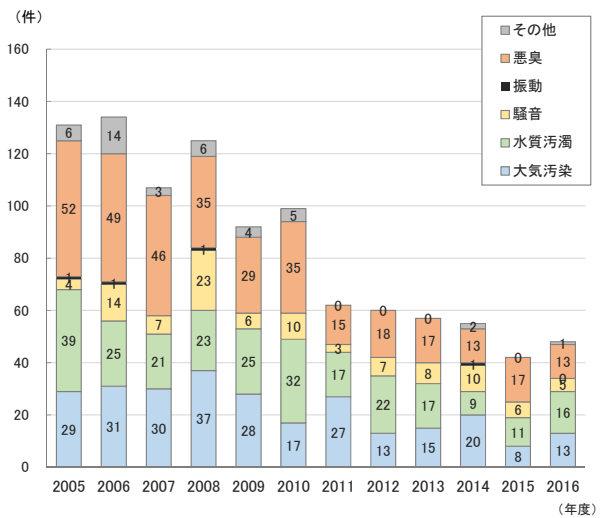
中野小学校の児童から贈呈された環境啓発ポスター

### (3) 生活環境

#### ■ 公害

##### ◆ 公害苦情の状況

公害苦情件数は、近年、減少傾向にあり、年間50件程度の苦情が市に寄せられます。2016年度(平成28年度)の内訳では、水質汚濁に関する苦情が最も多く、次いで、悪臭、大気汚染と続いています。



公害苦情件数の推移

(資料：環境課)

##### ◆ 騒音・振動

###### ○ 自動車騒音

自動車騒音の測定は、道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す面的評価を行います。2012年度(平成24年度)から2016年度(平成28年度)において実施した測定地点における自動車騒音の測定結果では、環境基準を超過している地点はありませんでした。

###### ○ 新幹線の騒音・振動

北陸新幹線の金沢延伸に伴い、県が実施した新幹線鉄道の騒音・振動測定では、2015年度(平成27年度)・2016年度(平成28年度)とも騒音は環境基準を超過していました。

自動車騒音測定結果

年度	路線名	測定地点	測定結果 (dB)		基準値等適合状況			
			昼間	夜間	環境基準		要請限度	
					昼間 (70dB)	夜間 (65dB)	昼間 (75dB)	夜間 (70dB)
2012	一般国道292号	吉田地内	69	64	○	○	○	○
	主要地方道中野豊野線	吉田地内	70	65	○	○	○	○
2013	一般国道292号	田麦地内	68	63	○	○	○	○
	一般国道403号	江部地内	68	61	○	○	○	○
2014	一般国道292号	壁田地内	68	64	○	○	○	○
	主要地方道中野豊野線	江部地内	67	61	○	○	○	○
2015	上信越自動車道	上今井地内	51	49	○	○	○	○
	一般国道403号	一本木地内	68	60	○	○	○	○
2016	主要地方道中野豊野線	草間地内	67	62	○	○	○	○
	県道中野小布施線	三好町地内	62	51	○	○	○	○

(資料：環境課)

北陸新幹線鉄道騒音測定結果

測定場所	地域 類型	年度	騒音 (dB)		振動 (dB)	
			測定値	環境基準値	測定値	指針値
中野市厚貝	I	2015	72	70以下	47	70以下
		2016	71		47	

: 環境基準を超過

(資料：長野県)

## ■ 大気環境

### ◆ 大気汚染状況

大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあり、これらは、工場や自動車などから排出されるばい煙や排気ガスなどから発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康などに被害をもたらす場合があります。

市内では、県により長野県中野庁舎（中央一丁目4-19）において常時測定を行っています。

光化学オキシダントで環境基準（1時間値）を超過する日が年60日程度ありましたが、注意報の発令には至っていません。

県中野庁舎における大気測定結果

項目	評価基準（単位）	年 度						環境基準値
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	
一酸化窒素	年平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	—
二酸化窒素	年平均値 (ppm)	0.008	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.04~0.06 以下
浮遊粒子状物質	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.018	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	0.1以下
光化学オキシダント	昼間の1時間値 の年平均値 (ppm)	0.036	0.032	0.037	0.036	0.035	0.036	1時間値0.06 以下
	環境基準超過日数	60	46	70	63	67	63	
ダイオキシン類	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.060	0.019	0.017	0.013	0.016	0.015	1年平均値 0.6以下
アスベスト濃度	年平均値（本/μg）	—	—	—	—	0.41	0.30	—
		—	—	—	—	0.24	0.16	

(資料：長野県大気常時監視測定結果)

◆ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物です。現在の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼ですが、そのほかに、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源があります。青酸カリよりも毒性が強く、人工物質としては最も強い毒性を持つ物質であるといわれることがありますが、これは、日常の生活の中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合の急性毒性のことで、環境中や食品に含まれる量は超微量なので、日常の生活の中で急性毒性が生じることはないと考えられます。

市内では県により常時監視などを行っています。

2011年度(平成23年度)から2016年度(平成28年度)の測定結果では、環境基準を超過している地点はありませんでした。

ダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/g

項目	調査地点	年度						環境基準
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	
一般環境常時監視								
大気	長野県中野庁舎	0.019	0.017	0.013	0.016	0.015	0.011	0.6
河川	千曲川立ヶ花橋	—	0.082	—	—	—	—	1
地下水	長野県中野庁舎	—	—	—	0.018	—	—	
底質	千曲川立ヶ花橋	—	0.31	—	—	—	—	150
産業廃棄物焼却施設周辺調査								
大気	豊津飯綱神社	0.018	0.012	0.011	0.018	0.013	0.012	0.6
	豊津笠倉公民館 (笠倉公会堂H28～)	0.015	0.011	0.015	0.014	0.025	0.012	
	厚具長丘街区公園	0.017	0.012	0.013	0.015	0.0090	0.0130	

(資料：長野県)

排出ガス行政検査結果

年度	事業場名称 (所在地)	焼却能力 kg/h	測定結果 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	排出基準 TEQ/Nm <sup>3</sup>	判定
2011	㈱永井本店中野工場 (栗林)	550	0.23	10	適
2012	㈱市川商会 (壁田)	1,208	0.73	1	適
	ミヤマ㈱ (壁田)	1,960	1.4	10	適
2013	飯山陸送㈱	3,400	0.86	1	適
	ミヤマ㈱ (壁田)	1,960	1.5	10	適
2014	㈱永井本店中野工場 (栗林)	550	0.6	10	適
2015	ミヤマ㈱ (壁田)	1,960	1.1	10	適
	㈱市川商会 (壁田)	1,208	0.7	1	適
2016	飯山陸送㈱	3,400	0.23	1	適

(資料：長野県)

## ◆放射性物質

市では、東日本大震災に起因した原子力発電所事故による放射能汚染に対して、2011年(平成23年)9月から市内の公共施設において空間放射線量測定を実施しています。

2016年度(平成28年度)の測定結果をみると、すべての測定地点で、国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年(平成19年)に示した勧告による自然放射線及び医療目的の放射線を除き一般人が1年間に浴びてもよい被ばく限量(1mSv/年、0.19 $\mu$ Sv/h)を下回っています。

また、2012年(平成24年)10月から市内の学校給食センター、保育所等が子どもに提供する給食用食材と市民が自家消費用に栽培した食材についても検査を実施し、これまでの検査結果はすべて不検出でした。

2016年度(平成28年度) 市内公共施設等の空間放射線量測定結果

測定施設	測定頻度	測定回数	測定値 ( $\mu$ Sv/h)
本庁舎 【駐車場 地上1m】	月1回	12回	0.04~0.07
豊田支所 【駐車場 地上1m】	月1回	12回	0.05~0.06
保育園・幼稚園・認定こども園 (市内14箇所) 【園庭 地表面】	2カ月に1回	6回	0.03~0.09
小・中学校(市内15箇所) 【グラウンド 地表面】	2カ月に1回	6回	0.03~0.08

(資料：環境課)



違法な野外焼却

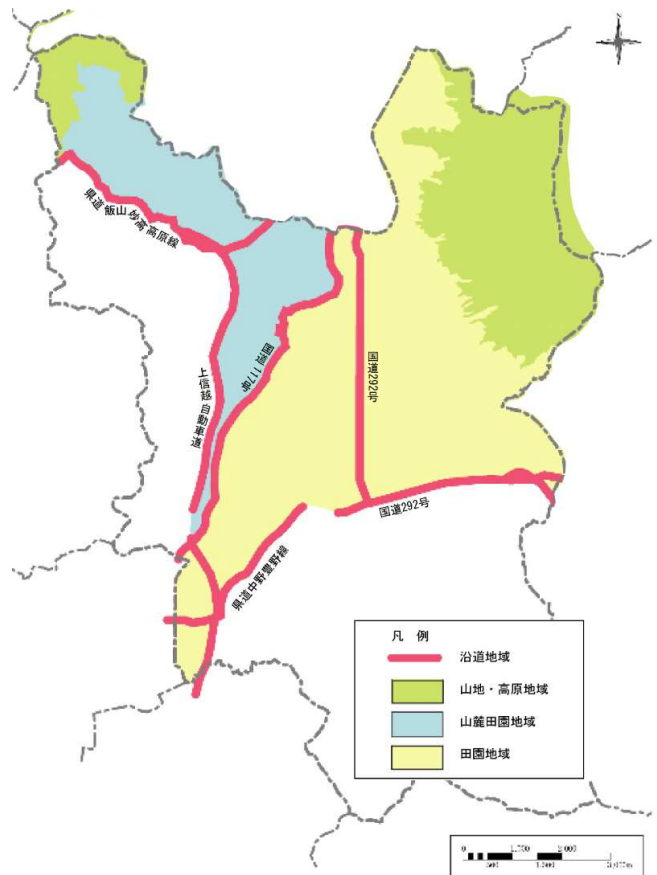


自動車騒音測定

## ■ 景 観

地域の景観の特性や地域の自然、歴史、文化、風土等の諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成を行うため、市内北部地域が長野県景観条例に基づく「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域」に指定されています。

景観の育成は、市民とこの地を愛し訪れてくださる方々等とが協働して推進する最も価値ある取組のひとつです。この取組により、私たちの心地よい暮らしを実現し、美しく豊かな景観が次の世代へと引き継がれることが望めます。



高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域

## ■ 空家等対策

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全と空家等の活用の促進が必要とされています。

このため、市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「中野市空家等対策計画」を策定し、市内の空家等の問題解決及び発生抑制を図るため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。



■ 公園

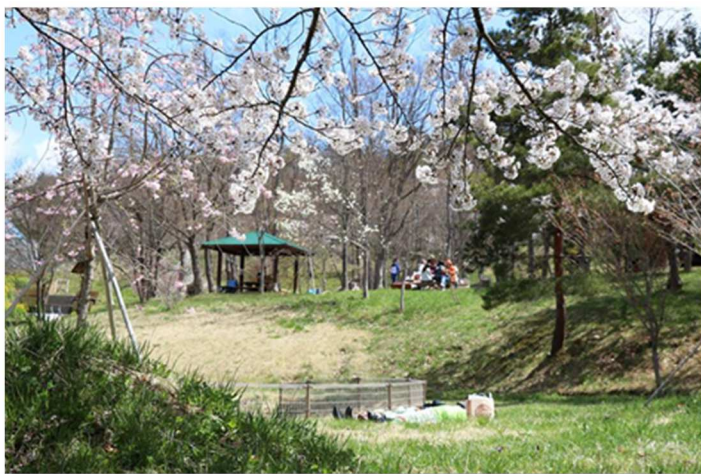
2016年度(平成28年度)末現在、本市には21箇所、40.24haの都市公園が整備されています。都市計画人口1人当たりの面積は約11.0m<sup>2</sup>となっており、長野県平均13.5m<sup>2</sup>(2015年度(平成27年度)末)より低い値となっています。

都市公園の概要

(平成28年末現在)

種別	公園名称	開設面積 (ha)
街区公園	15箇所	2.78
近隣公園	一本木公園	3.40
	高梨館跡公園	1.50
地区公園	北公園	7.00
総合公園	北信濃ふるさとの森文化公園	15.48
都市緑地	夜間瀬川竹原河川公園	2.88
	夜間瀬川中央河川公園	7.20
合計	21箇所	40.24

街区公園：主として街区に居住する者の利用に供する公園。250m以内の居住者を対象、標準面積0.25ha。  
 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供する公園。500m以内の居住者を対象、標準面積2.0ha。  
 地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する公園。1km以内の居住者を対象、標準面積4.0ha。  
 総合公園：都市住民の休養、観賞、散歩、遊戯等の総合的な利用に供する公園。都市の規模に応じて、面積10～50haを標準として配置する。  
 都市緑地：都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上等を図る緑地。1カ所あたり面積0.1ha以上を標準。



春の北信濃ふるさとの森文化公園



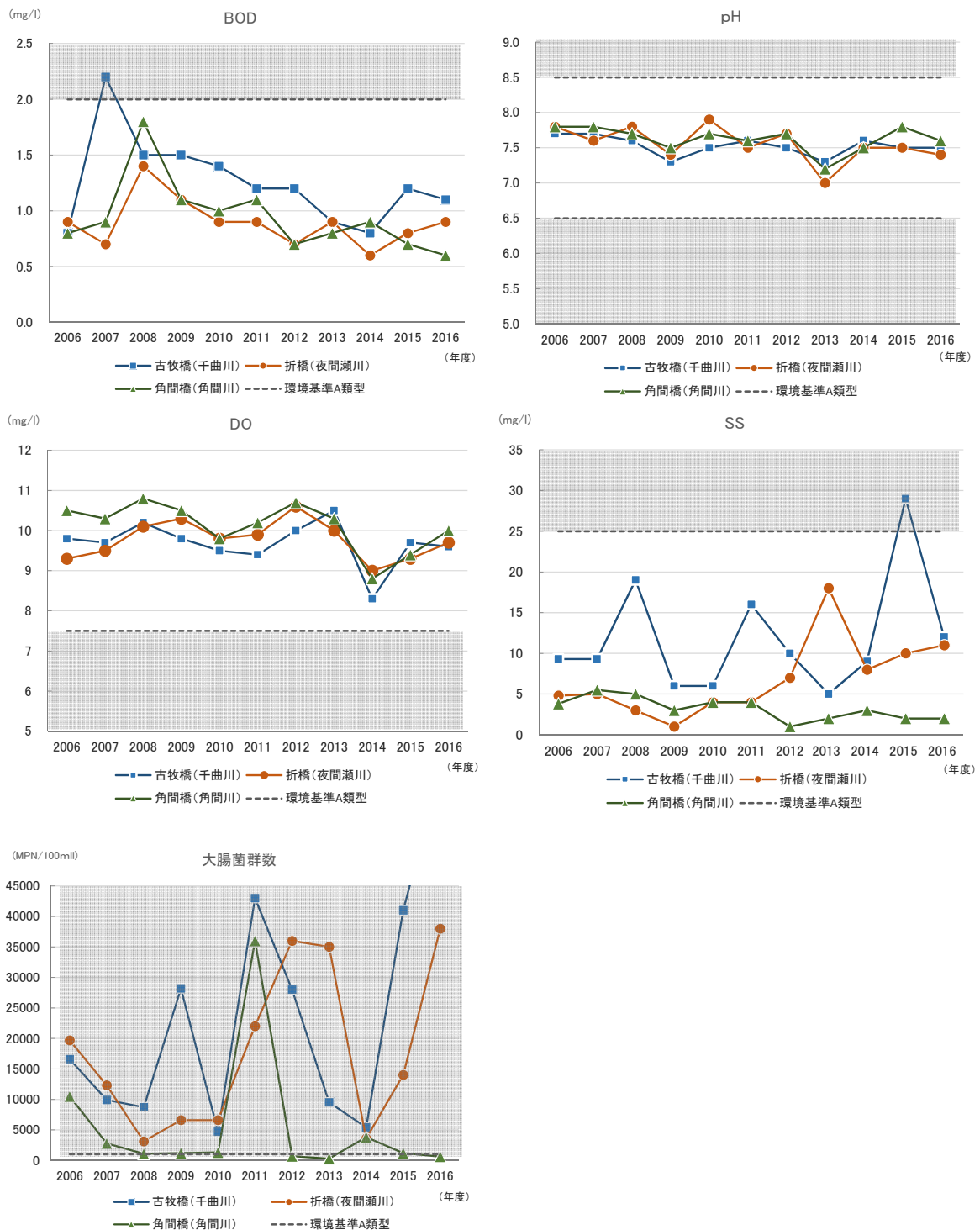
バラが咲き誇る一本木公園

## ■ 水環境・水資源

### ◆ 河川水質

市では、水質に関する調査を河川26箇所、湖沼3箇所の計29箇所で行っています。

そのうち環境基準の類型指定がされている河川において、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、現在すべての地点で環境基準を達成しています。また、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素）は基準値内、SS（浮遊物質）は概ね基準値内の数値となっていますが、大腸菌群数は、ほとんど基準値を超過しています。



水質測定値の推移 (資料：中野市)

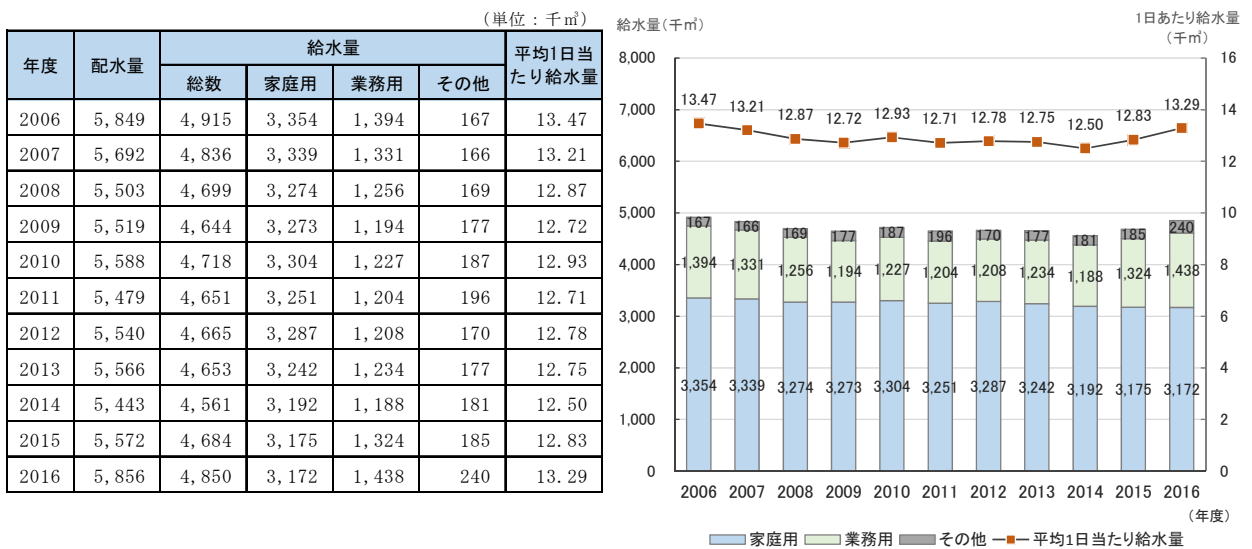


◆上下水道

本市の水道普及率は、97%を超えており、ほぼ市内全域に普及しています。年間の給水量は、約485万m<sup>3</sup>となっています。水源（中野市営分）は地下水が15箇所（うち山ノ内町地籍1箇所）、表流水が1箇所（山ノ内町地籍）、伏流水が2箇所となっています。

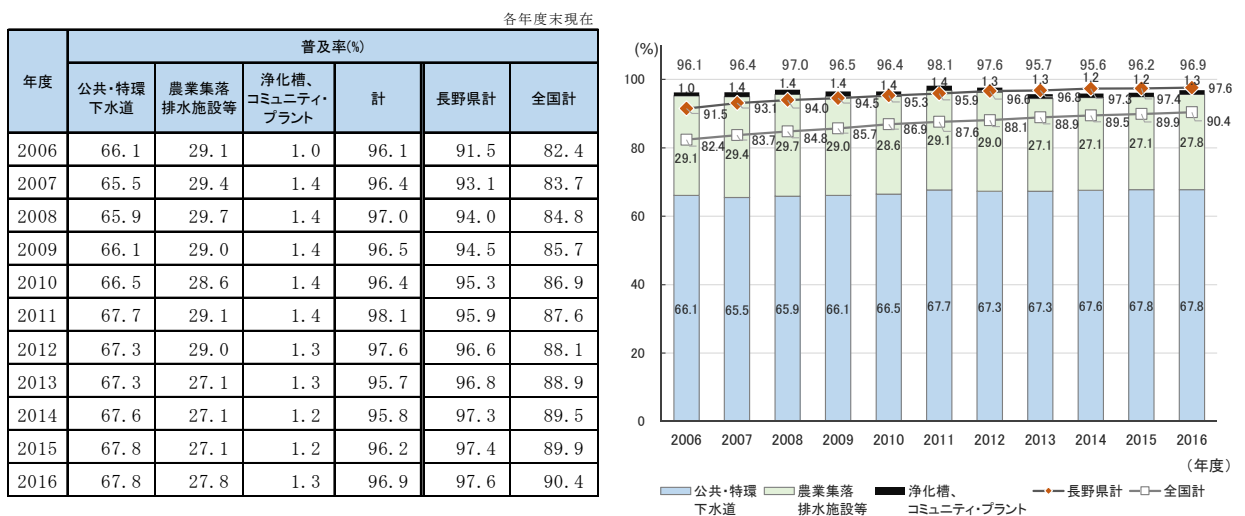
また、下水道等普及率は、2016年度(平成28年度)末現在で96.9%となっており、長野県全体より低い値となっています。

市営水道の給水状況



(資料：上下水道課)

汚水処理人口普及率

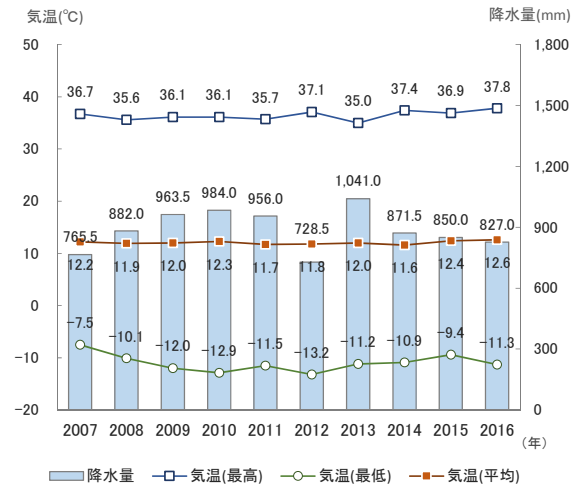


(資料：長野県)

## (4) 自然環境

### ■ 気象

本市の大部分は、気温の年間差が大きく、冬季は-10℃以下にまで下がり、夏季は30℃以上にまで上がる内陸性気候となっていますが、地域によってかなりの違いがみられ、北部は、雪の多い日本海側の気候の特色を示しています。積雪量は、南北で差が大きく、集落地でも多い所では2mを超すところがあります。



気温と降水量の推移

(資料：岳南広域消防本部)

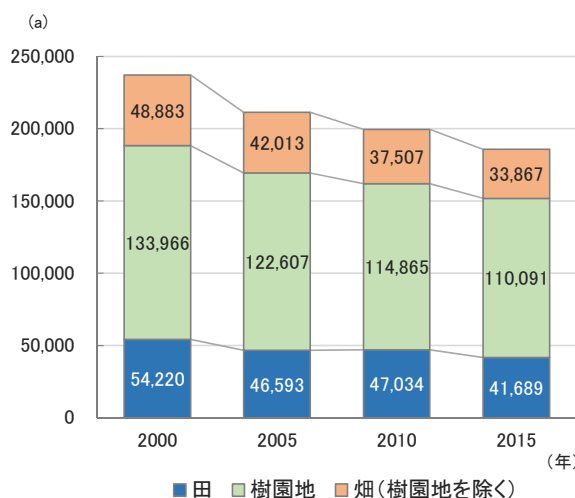
### ■ 農地・森林

#### ◆ 農林業

本市の農業は、菌茸、果樹を中心に全国でも有数の園芸農業地帯となっています。農業生産額は、付加価値を高めた施設型農業を積極的に展開し、生産性を向上させた、えのきたけ、ぶなしめじ、なめこ等の菌茸類が6割程度を占め、次いで果樹栽培に適した気候を生かし、畑地かんがい事業の推進など基盤整備に取り組んだ、ぶどう、桃、りんご等の果樹類が2割程度を占めています。

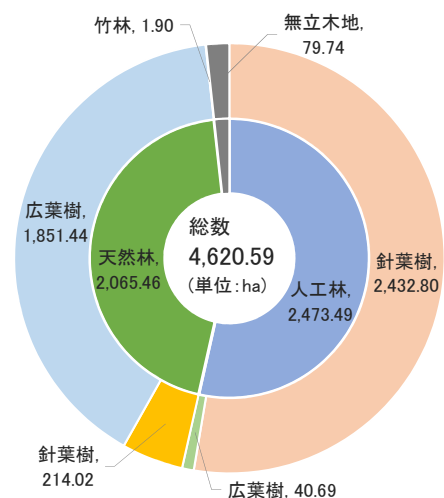
販売農家の経営耕地面積は、2000年(平成12年)から2015年(平成27年)までの間に約22%減少しました。全面積のうち、樹園地が6割近くを占めています。

本市の2017年度(平成29年度)の森林面積は4,620.59haで、市全体の約41%を占めています。人工林が約54%、天然林が約45%となっています。



販売農家の経営耕地面積の推移

(資料：農林業センサス)



森林面積

(資料：長野県民有林の現況)

◆有害鳥獣

市内における鳥獣被害で主なものは、ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシ、スズメ、タヌキ、ニホンカモシカによるもので、農作物の食害、農地等の掘り起し、水稻の踏み荒しなどの被害がみられます。

2016年度(平成28年度)における被害面積は407a、被害金額は7,409千円でした。

市では、「中野市鳥獣害被害防止計画」を策定し、市、農協、森林組合、地区の対策協議会、猟友会等で構成する「中野市害鳥獣対策協議会」により、有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置などを実施しています。

野生鳥獣による農作物の被害状況

鳥獣の種類	品目	被害の現状 2016年度(H28年度)	
		面積(a)	金額(千円)
ハクビシン	果樹	26a	1,903千円
	野菜	3a	217千円
ツキノワグマ	果樹	22a	1,807千円
	稲	39a	1,468千円
イノシシ	稲	54a	334千円
	イモ類	2a	22千円
	野菜	3a	4千円
スズメ	稲	244a	988千円
タヌキ	果樹	5a	384千円
ニホンカモシカ	果樹	9a	282千円
合 計		407a	7,409千円

(資料：農政課)

■ 外来生物

近年、本市においても、河川敷でのアレチウリの繁茂、ハクビシンによる農業被害など外来生物によるかく乱などの問題が目立ってきています。これら外来生物は、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことで、生態系などへの影響が懸念されています。

また、アレチウリについては、毎年、駆除活動をし、生育範囲の拡大を防除しています。



外来生物のアレチウリ



アレチウリの駆除活動

## ■ 天然記念物

本市には、文化財としての天然記念物が7件（国指定1件、市指定6件）指定されています。

国指定の天然記念物は、「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」で、夜間瀬川の崖地でチョウゲンボウが繁殖している世界的にも希少な集団繁殖地です。「十三崖チョウゲンボウ応援団」が設立され、繁殖地周辺のかん木伐採、草刈りなどの営巣環境の保全や観察会、勉強会などを行っています。

また、市指定の天然記念物として、市内に多々ある古くからの地域で守り伝えられてきた巨樹のうち6件が指定されています。これらの樹種がすべて異なることは、中野市の巨樹の特色のひとつでもあります。

### 国指定天然記念物

名称	指定年月日	所在地	所有者
十三崖のチョウゲンボウ繁殖地	1953年(昭和28年) 11月14日	中野市大字深沢、竹原	中野市ほか

### 市指定天然記念物

名称	指定年月日	所在地	所有者
柳沢のエドヒガン	1984年(昭和59年) 5月29日	中野市大字柳沢	柳沢区
如法寺のイチヨウ	1985年(昭和60年) 4月26日	中野市大字中野	如法寺
小内八幡神社社叢	1993年(平成5年) 4月30日	中野市大字安源寺	小内八幡神社
高井大富神社のエノキ	2002年(平成14年) 3月1日	中野市大字大俣	大俣区
永江諏訪神社巨樹	1982年(昭和57年) 11月1日	中野市大字永江	永江諏訪神社氏子総代
盛隆寺のイチイ	2004年(平成16年) 3月31日	中野市大字間山	宗教法人 盛隆寺

(資料：生涯学習課)



飛翔するチョウゲンボウ

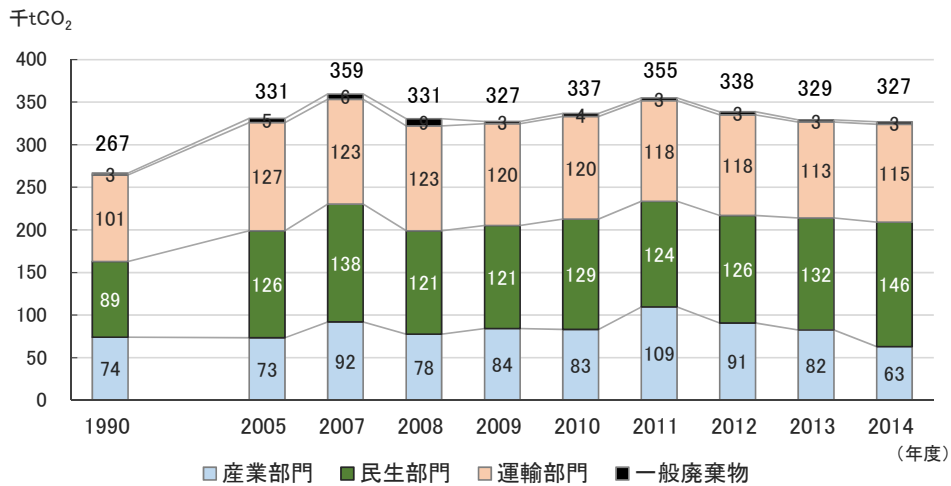


チョウゲンボウの観察会

## (5) 地球環境

### ■ 地球温暖化

本市における2014年度(平成26年度)の温室効果ガス排出量は、約327千t-CO<sub>2</sub>でした。部門別では、民生部門が約146千t-CO<sub>2</sub>、運輸部門が約115千t-CO<sub>2</sub>、産業部門が約63千t-CO<sub>2</sub>でした。

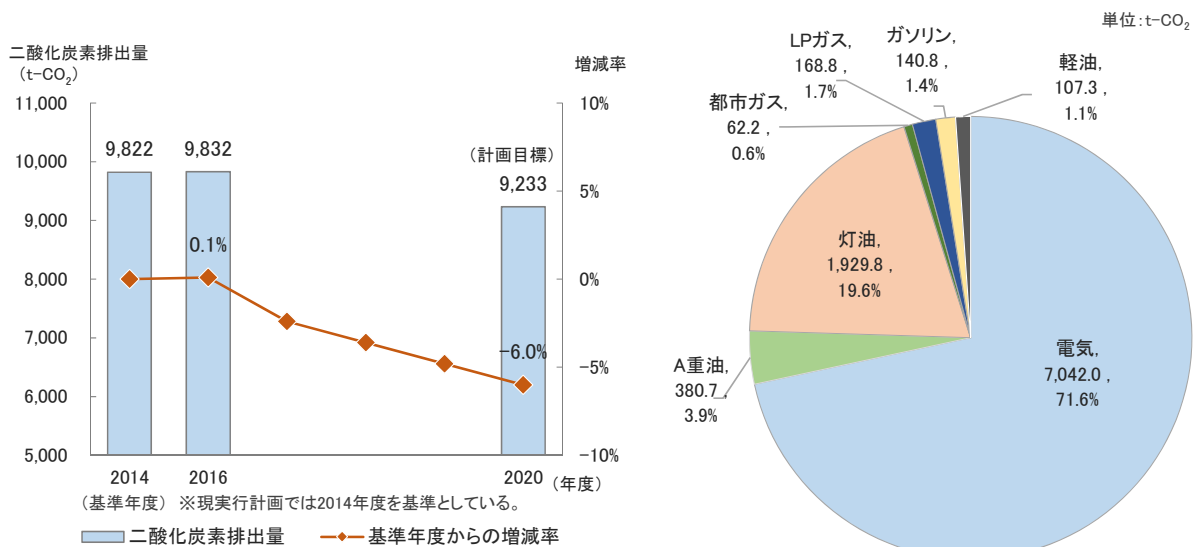


部門別二酸化炭素排出量の現況推計値

(資料：環境省簡易マニュアルによる算定)

### ◆市の事務事業による二酸化炭素排出量

市では、市が直接行っている事務・事業等を対象に「中野市地球温暖化防止実行計画」(2016(平成28)～2020年度の5か年計画)を策定し、二酸化炭素排出量の削減に努めています。2016年度(平成28年度)における市の事務事業による二酸化炭素排出量は、約9,832 t-CO<sub>2</sub>で、計画の基準年度(2017年度(平成26年度))より0.1%増加しました。排出要因の内訳は、電気が71.6%、灯油が19.6%、A重油が3.9%などとなっています。



二酸化炭素排出量の推移

(資料：環境課)

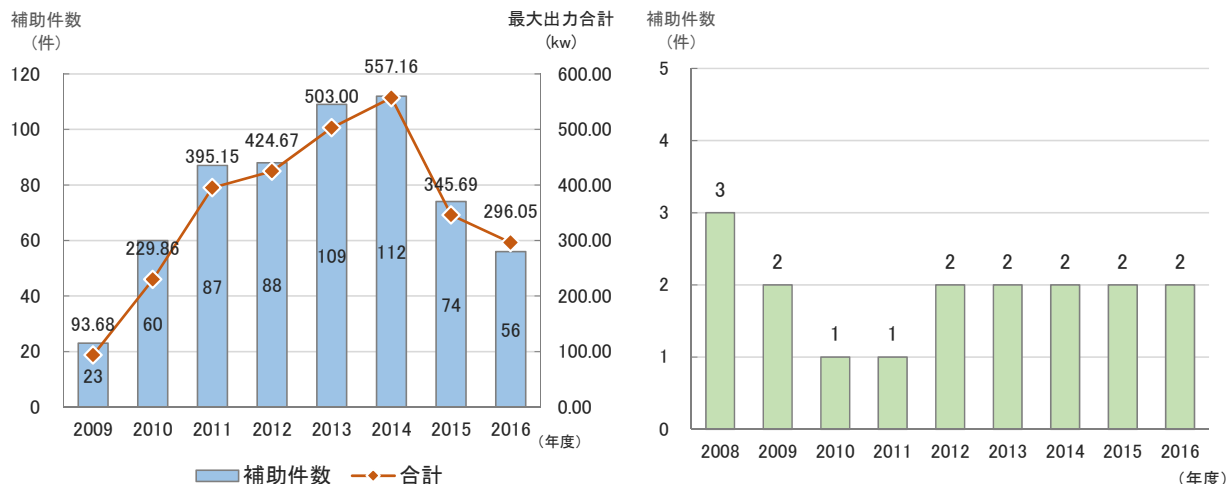
排出要因内訳

(資料：環境課)

## ■ 再生可能エネルギー

市では、住宅用太陽光発電システムの設置費用、ペレットストーブ等の購入費用に対し、補助金を交付しています。太陽光発電システムについては、補助を開始した2009年度(平成21年度)から2016年度(平成28年度)までの累計は609件、2,845kwとなっています。

また、市内の公共施設へも新エネルギー設備が導入されています。



太陽光発電システムへの補助件数-最大出力  
(資料：環境課)

ペレットストーブ等への補助件数  
(資料：農政課)

### 市内公共施設の新エネルギー設備導入状況

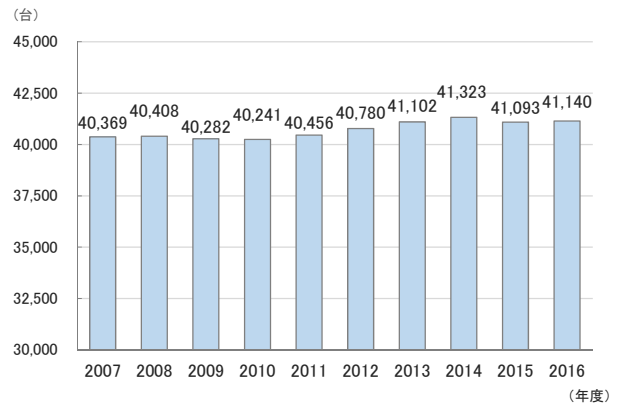
エネルギー種別	事業主体名	施設名称	導入時期	設備概要	利用形態	使用対象 (用途)
廃棄物発電 +コージェネ	北信保健衛生 施設組合	東山クリーンセンター	1998 2017	最大出力：890kW、焼却炉、廃熱 ボイラー (常用圧力：22kg/cm <sup>2</sup> 、 蒸気温度：240℃、最大蒸気量： 9,840kg/h、熱回収量： 13,450Mcal/h)	電力・冷暖房 及び給湯融雪	プラント施設内の電力、施設 外の農村環境改善センター、 道路融雪に使用し、余剰 電力は売電
太陽光発電	中野市	中野市防災行政無線屋外 子局 (中野市間山)	2003.2	最大出力：108W	電力	防災行政無線屋外放送施 設
廃棄物熱利用	中野市	中野市晋平の里間山温泉 公園 ぼんぼこの湯	2010.3	バイオマス温水ボイラー	熱	灯油ボイラーの補助
廃棄物熱利用	中野市	中野市斑尾高原体験交流 施設 まだらおの湯	2012.3	バイオマス温水ボイラー	熱	灯油ボイラーの補助
廃棄物熱利用	中野市	中野市豊田温泉公園 もみじ荘	2012.3	バイオマス温水ボイラー	熱	灯油ボイラーの補助
太陽光発電 +風力発電	中野市	長丘小学校	2012.8	風力発電機 定格出力400W 1基 太陽電池 1枚、LED照明 1台	電力	自然エネルギーや環境に 関する学習
太陽光発電 +地中熱利用	中野市	さくら保育園	2013.3	ソーラー街路灯2基、樹脂製熱交 換パイプ130m埋設	電力・熱	保育室の室温調整
太陽光発電 +地中熱利用	中野市	ひまわり保育園	2015.3	太陽光発電約15kW、径350mm管 108m埋設	電力・熱	施設内電力、保育室の室 温調整

(資料：長野県「長野県内の新エネルギー設備導入状況」に追加・改変)

■ 交通

◆自動車保有台数

市内の自動車保有台数は、2016年度(平成28年度)時点で、41,140台となっており、2007年度(平成19年度)より771台、1.9%増加しています。

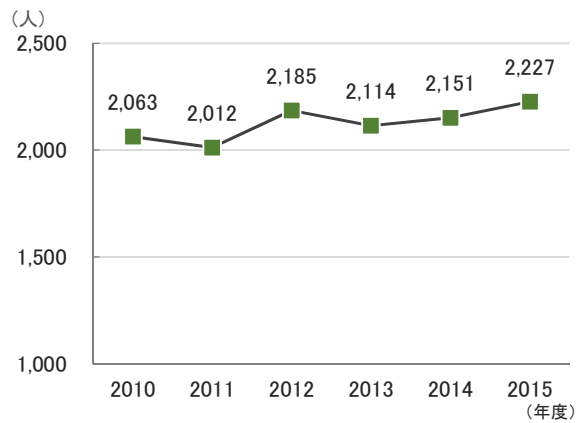


市内自動車保有台数

(資料：北陸信越運輸局長野支局)

◆鉄道交通

鉄道は、北陸新幹線が2015年(平成27年)3月に延伸し、隣市の飯山市に飯山駅が開業しました。在来線では、JR飯山線と長野電鉄長野線が運行しています。JRは2駅(上今井、替佐)、長野電鉄は5駅(桜沢、延徳、信州中野、中野松川、信濃竹原)あります。市内駅での1日当たりの乗車人数は、2,200人程度となっています。



1日当たり乗車人員の推移

(資料：政策情報課、JR東日本HP、長野電鉄株、長野県統計書)



JR飯山線

◆バスの状況

バスは、廃止路線代替バスが3路線（立ヶ花線、菅線、合庁線）、長電バス直営路線が3路線（永田線、上林線、中野木島線）、コミュニティバス（ふれあいバス）が3地域（倭・科野地区、間山線、豊田地域）、デマンドタクシー（お出かけタクシー）が1エリア運行しています。



ふれあいバス間山線

◆電気自動車用充電設備

市内にある電気自動車用の充電設備（急速・普通充電器）は、自動車販売店など14箇所に設置されています。公共施設では、「道の駅ふるさと豊田」及び「信州中野観光センター」に設置されています。



電気自動車用充電設備（道の駅ふるさと豊田）



## 第3章 計画のめざすもの

### 1 めざす環境像

「めざす環境像」は、本計画を実践していくことにより、将来の中野市がどのような環境のまちとなることをめざすのかを示しています。

中野市の恵まれた自然環境を守り、将来に継承していく、また、環境を良くしていくための変化をめざす、その決意表明をし、自ら行動をはじめめることを環境像の理念（考え方）とし、「めざす環境像」は、次のとおりとします。

#### めざす環境像

**緑豊かなふるさとを共につくるまち なかの**



## 2 基本目標

「めざす環境像」を実現するために、5つの目標を定め取組を推進していきます。

### 基本目標Ⅰ

#### みんなで学び、行動するまちにします

みんなが環境に関心を持ち、中野市の良好な環境を将来世代に継承するために、協力しながら環境について学習し、実践していくまちをつくります。

### 基本目標Ⅱ

#### ごみを減らし資源を大切に作るまちにします

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型の社会へと転換し、資源の無駄遣いをなくすとともに、ごみのないきれいなまちをつくります。

### 基本目標Ⅲ

#### 安全・安心で快適に暮らせるまちにします

水質汚濁や悪臭、騒音などの公害がなく、緑が豊かで水が清らかな安心して暮らせるまちをつくります。

### 基本目標Ⅳ

#### 豊かな自然を守り育てるまちにします

農地や森林が農林業の場として、また多面的機能を発揮する場として活かされ、生物の多様性が確保されるまちをつくります。

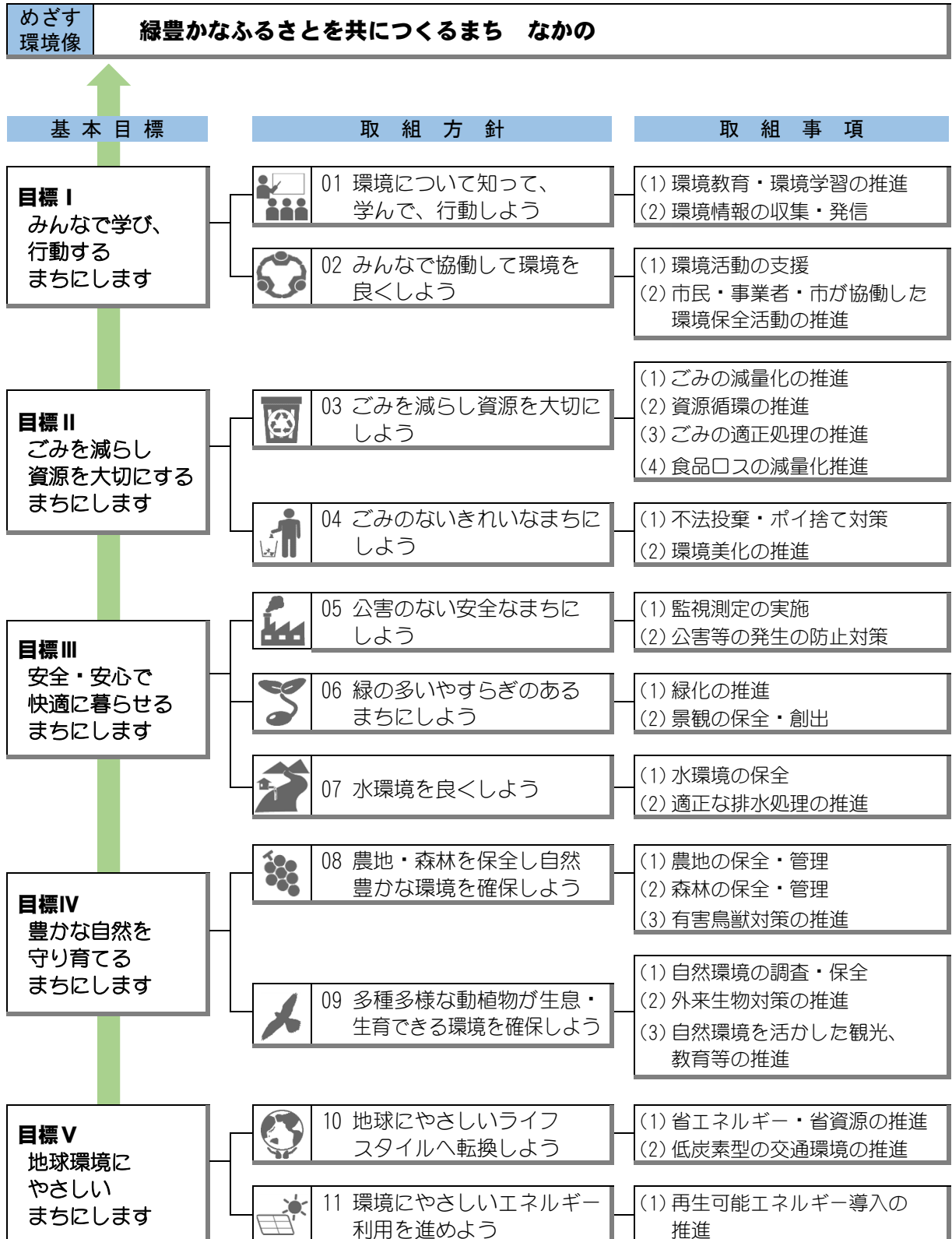
### 基本目標Ⅴ

#### 地球環境にやさしいまちにします

これまでのライフスタイルを見つめ直し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用などで、地球温暖化防止の取組を進めるまちをつくります。

### 3 施策の体系

「めざす環境像」を実現するための取組について、以下の体系で進めていきます。





---

# 實 踐 編

---



## 第4章 具体的な取組

基本目標、取組方針ごとに、現状と課題、成果目標、市が推進する取組、市民・事業者に望まれる取組を示します。

### 目標Ⅰ みんなで学び、行動するまちにします



#### 01 環境について知って、学んで、行動しよう

#### ◆ 現状と課題

中野市の環境をより良い状態で将来世代へ引き継いでいくためには、一人ひとりが環境の現状と課題を知り、環境に配慮した行動を実践することが大切です。市では、学校における授業や市民講座・イベントなどを通じて、市の自然や環境問題について体験し、学ぶ機会を提供しています。また、「中野市環境白書」や広報紙、市公式ホームページなどにより、環境情報を発信しています。

環境問題は多岐にわたることから、様々な世代で、より一層の環境教育・環境学習を進めることが必要であり、そのためには、自然観察会、体験教室などで講師や指導者となる人の確保・育成が必要です。

#### ◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
環境に関する体験活動を実施する団体数	80%	83%	85%	【子ども地域活動促進事業】
十三崖チョウゲンボウ探鳥会等の開催	年2回	年3回	年3回	
十三崖チョウゲンボウ応援団ニューズレターの発行	年3回	年4回	年4回	
自然環境に関する講座、施設見学、イベント等の開催	年30回	年30回	年30回	
環境に関するSNS投稿	年35件	年50件	年70件	
広報紙への環境に関する記事掲載	年11回	年15回	年15回	
自然環境関係書籍の収蔵数	1,101点	1,236点	1,371点	

◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇:前計画から継続する取組 ◆:本計画の新たな取組

市が推進する取組	
<p><b>(1) 環境教育・環境学習の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 子ども地域活動促進事業での花の植栽、野菜栽培、資源回収及び清掃活動の体験活動を周知、紹介します。(子育て課)</li> <li>◆ 「(仮称)中野市こども環境白書」を作成し、小学5年生の環境学習の副読本として配布します。(環境課)</li> <li>◇ 消費者の会と共催で、会員及び市民の消費生活に係る意識の高揚を図るため、消費生活講演会を開催します。(市民課)</li> <li>◇ 児童生徒による環境調査や体験学習など、教科や課外活動における環境教育プログラムを支援します。(学校教育課)</li> <li>◇ 十三崖チヨウゲンボウ探鳥会・十三崖チヨウゲンボウ応援団勉強会を開催します。(生涯学習課)</li> <li>◇ 次代を担う子どもたちのために、自然体験の講座を開催します。(中央公民館)</li> <li>◇ 地域学習の課題として、「環境」をテーマとした講座を開催します。(中央公民館)</li> <li>◇ 自然と触れ合い、自然の大切さを知り環境問題に関心を持てる講座を実施します。(北部公民館)</li> <li>◇ 公民館の講座として、野鳥の観察会等を実施し、身近な自然の大切さを学びます。(豊田公民館)</li> <li>◆ 中野市環境祭に併せて、自然環境に関する書籍の紹介コーナーを設けます。(図書館)</li> <li>◇ 図書館まつりにおいて、「古本市」を行います。(図書館)</li> <li>◇ 鳥・植物の観察等の野生生物への理解を深める講座を実施し、展示等を通じて市民に還元します。(博物館)</li> </ul>
<p><b>(2) 環境情報の収集・発信</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ インターネットをはじめ様々な情報媒体で、環境学習やエコ活動についての情報発信を行います。(庶務課)</li> <li>◇ 食の安心・安全に資するため、食品の放射性物質検査を行い、的確な情報提供を推進します。(市民課)</li> <li>◇ 十三崖チヨウゲンボウ応援団ニュースレターの発行やホームページの更新を行います。(生涯学習課)</li> <li>◇ ホタルのすめるような水環境に思いを馳せる「ふるさとのホタルを楽しむ会」を実施します。(中央公民館)</li> <li>◇ 自然環境関係書籍の収集を進めます。(図書館)</li> </ul>



市民・事業者に望まれる取組

<p><b>市民</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境に関する情報を収集し、行動する。</li> <li>◇ 家庭や地域で環境問題を考える機会をつくり、実践する。</li> <li>◇ 専門的な知識や技術を持っている人は、情報を積極的に発信する。</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 従業員に対する環境教育を進める。</li> <li>◇ 環境への負荷が小さい製品や環境に関する技術など、情報を積極的に発信する。</li> <li>◇ 情報・知見を積極的に収集・活用し、事業による環境への負荷を低減する。</li> <li>◇ 施設見学や講師の派遣など、環境学習に協力する。</li> </ul>



自然とふれあう公民館講座



野鳥観察会

目標 I みんなで学び、行動するまちにします



02 みんなで協働して環境を良くしよう

◆ 現状と課題

環境を良くしていくためには、それぞれの実施主体が連携・協働して環境への取組を進める必要があります。市では、事業者や市民団体などと協力し、環境保全や環境問題について楽しみながら知っていただく機会として「信州中野環境祭」を毎年開催するなどの取組を行っています。市民・事業者・行政がそれぞれの役割について認識を深め、ともに行動できる枠組みを推進していく必要があります。

◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
NPO等の活動内容や支援に対する情報発信回数	年2回	年3回	年4回	
市内に事業所のある環境分野で活動するNPO等法人数	1団体	2団体	3団体	
国際規格ISO等取得支援補助金の交付件数(累計)	35件	41件	46件	
駅駐輪場数	8件	8件	8件	

◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

市が推進する取組	
(1) 環境活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ NPO等の自立的な活動などを支援するため、助成情報や支援情報について提供します。(市民協働推進室)</li> <li>◇ NPO等が取組んでいる活動内容などについて、情報発信を行います。(市民協働推進室)</li> <li>◇ 十三崖チョウゲンボウ応援団の活動を支援します。(生涯学習課)</li> </ul>
(2) 市民・事業者・市が協働した環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 中野市の自然環境から地球環境に至る環境問題や環境保全全体について周知・啓発をするため、事業者や団体を募りイベントを開催します。(環境課)</li> <li>◇ 国際規格ISO等を取得した中小企業に対し、補助金交付要綱の規定により補助金を交付します。(営業推進課)</li> <li>◇ 通勤者のための駅駐輪場の整理整頓など適正な管理を行います。(営業推進課)</li> <li>◇ 河川愛護団体に補助金を交付することにより、市民の環境美化意識の高揚に努めます。(道路河川課)</li> </ul>

市民・事業者に望まれる取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民・事業者・市が協働で行う環境保全活動に積極的に参加する。</li> <li>◇ 市民同士や事業者との交流を深め、積極的に活動する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民の活動を支援するために、情報、活動の場所や機材、資金等の提供をする。</li> <li>◇ 市民・事業者・市が協働で行う環境保全活動に積極的に参加する。</li> <li>◇ 事業者同士や市民との交流を深め、積極的に環境保全の事業活動や地域活動を行う。</li> </ul>

目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にすまちにします



03 ごみを減らし資源を大切にしよう

◆ 現状と課題

本市の一般廃棄物は、「中野市一般廃棄物処理計画」により処理対策が進められています。市内のごみの発生量は、近年、横ばい傾向にあることから、削減に向けた取組を行う必要があります。民間事業者による資源回収も進んでいますが、更なるリサイクルを進めるため、資源となる物の分別周知や、新たな資源となる物の回収方法などの検討が必要です。また、食べ残しなど食べられる状態にもかかわらず廃棄される「食品ロス」の削減も課題となっています。

コラム

食品ロス

2014年度(平成26年度)の推計では、日本国内における年間の食品廃棄量は、食材消費全体の3割にあたる約2,775万トンとなっており、このうち、売れ残りや期限を超えた食品、食べ残し等、本来食べられたはずの「食品ロス」は約621万トンで、そのうちの半数近くの約282万トンが家庭から排出されています。

食品ロスの内訳

区分	食品ロスとなっているもの	発生量
食品メーカー	定番カット食品や期限を超えた食品などの返品	約339万トン
	製造過程で発生する印刷ミスなどの規格外品	
小売店	新商品販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された食品	
	期限を超えたなどで販売できなくなった在庫 など	
レストラン等の飲食店	客が食べ残した料理	
	客に提供できなかった仕込み済みの食材 など	
家庭	調理の際に食べられる部分を捨てている	約282万トン
	食べ残し	
	冷蔵庫などに入れたまま期限を超えた食品 など	
合計		約621万トン

(資料：政府広報を改変)

## ◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
ごみの排出量	13,233t	13,219t	13,207t	
生ごみ堆肥化機器等設置件数 (累計)	354件	504件	629件	
リサイクル率	14.3%	15.0%	17.0%	

※リサイクル率: 資源物÷ごみの総排出量

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇: 前計画から継続する取組 ◆: 本計画の新たな取組

## 市が推進する取組

(1) <b>ごみの減量化の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 広報なかのや市公式ホームページで、ごみの減量化に関する広報、啓発を行います。(環境課)</li> <li>◇ 生ごみ堆肥化機器等の購入費用を助成します。(環境課)</li> <li>◇ 保育所では日々の保育活動の中で、子どもたちと一緒に正しいごみの分別に取り組みます。(保育課)</li> </ul>
(2) <b>資源循環の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 資源物の収集と再資源化を推進するため、資源物の日曜回収、特別回収を実施します。(環境課)</li> <li>◆ 小型家電や金属製品など不燃性粗大ごみの再利用(リユース)に向けた研究を行い、循環型社会の構築をめざします。(環境課)</li> <li>◇ 保育所から排出される廃油(食用油)の処理について委託業者を通じてリサイクルします。(保育課)</li> <li>◇ 下水道等の汚泥を堆肥化します。(上下水道課)</li> </ul>
(3) <b>ごみの適正処理の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ごみカレンダーを年ごとに、ごみ分別冊子を5年ごとに作成し、配布します。(環境課)</li> </ul>
(4) <b>食品ロスの減量化推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 関係団体と協力し、フードドライブ事業を実施します。(環境課)</li> <li>◆ 災害時等の備蓄食料等について、定期的な更新時にフードバンクへの提供を促します。(環境課)</li> <li>◆ 広報なかのや市公式ホームページで、食品ロスの減量化に関する広報、啓発を行います。(環境課)</li> </ul>

市民・事業者に望まれる取組

<b>市民</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「もったいない」の心掛けを大切にする。</li> <li>◇ 買い物には買い物袋を持参する。</li> <li>◇ 地域やスーパーなどでの資源物回収を利用する。</li> <li>◇ ごみの分別排出を徹底する。</li> <li>◇ 生ごみ堆肥化機器を活用し、生ごみの堆肥化や減量化を進める。</li> <li>◇ 冷蔵庫の在庫管理をし、買い物は消費できる量だけにして、廃棄する食品を少なくする。</li> <li>◇ 食材を使い切るように、調理方法やメニューを工夫する。</li> <li>◇ 料理を余分に作らず、食べ残しをしないように心掛ける。</li> <li>◇ ものを大切に使い、必要なものを選択して購入する。</li> </ul>
<b>事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業活動に伴うごみは適正に排出・処理する。</li> <li>◇ 書類関係のペーパーレス化を推進する。</li> <li>◇ 買い物袋持参、包装の簡素化、量り売りなどにより、容器包装を減らす。</li> <li>◇ 計画的、効率的な製造、販売などの取組で、廃棄される商品、原材料を減らす。</li> <li>◇ 飲食店での宴会時などの際は、30・10運動の導入を検討する。</li> <li>◇ ドギーバッグ（持ち帰り容器）の導入を検討する。</li> <li>◇ 在庫商品や印字ミス商品などの食品を提供するフードバンク活動に協力する。</li> </ul>

コラム

残さず食べよう 30・10 運動

環境省や長野県などでは食品ロスを減らすために、「残さず食べよう！30・10（さんまる いちまる）運動」を展開しています。

飲食店での会食、宴会時には、

- 1 注文の際に適量を注文しましょう。
- 2 乾杯後 30 分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- 3 お開き前 10 分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

【松本市の取組】

家庭では、

- 1 毎月 30 日は、冷蔵庫クリーンアップデー  
冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みや  
すいものを積極的に使用し、冷蔵庫を空にしましょう。
- 2 毎月 10 日は、もったいないクッキングデー  
特に、今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮等を  
活用して子どもといっしょに料理をするもったいないクッキン  
グを実施しましょう。



## 目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にすまちにします



## 04 ごみのないきれいなまちにしよう

## ◆ 現状と課題

市では、環境公害防止指導員、市職員などにより、不法投棄防止パトロールを実施していますが、山間部の道路沿いや空き地などを中心に、市内各所で年間30件前後の不法投棄が発生しています。不法投棄やごみのポイ捨てについては、市民の関心も高いため、啓発活動やパトロールなどの取組をさらに進めるとともに、地域住民が中心となって、環境美化を進められる体制を整備していくことが必要です。

## ◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
不法投棄発生件数	年25件	年20件	年20件	【総合計画】
不法投棄及び野外焼却防止 早朝・夜間パトロール実施回数	年16回	年20回	年20回	
ポイ捨て防止看板の設置・管理	7箇所	7箇所	8箇所	
商工業施設の美化	年8件	年8件	年8件	
登山道整備回数	年2回	年2回	年2回	
東山公園整備清掃	年3回	年3回	年3回	
公衆トイレ清掃	年10回	年10回	年10回	
高丘工業団地内緑地の草刈り	年1回	年1回	年1回	

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

市が推進する取組	
(1) 不法投棄・ポイ捨て対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 不法投棄と野外焼却を防止するため、年2回の監視強化月間に、早朝と夜間のパトロールを実施します。(環境課)</li> <li>◇ 空き缶やタバコなどのポイ捨てを防止するため、周知・啓発を行います。(環境課)</li> <li>◇ 幹線道路で常習化している空き缶などのポイ捨てを防止する目的で看板を設置します。(環境課)</li> <li>◇ 観光施設などの美観を保つことで、ポイ捨てゼロ環境をめざします。(営業推進課)</li> </ul>
(2) 環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公衆衛生思想の普及と各区衛生組織により、公害を未然に防止し健康で清潔な生活環境の保全を図ります。(環境課)</li> <li>◆ 公共の場所での喫煙による他人への迷惑を防止するため、喫煙マナー、禁煙等の周知・啓発を行います。(環境課)</li> <li>◇ 観光地や観光施設周辺の清掃などを各種団体に業務委託し、環境美化に努めます。(営業推進課)</li> <li>◇ 観光施設、商工業施設などの清掃などを行い、環境美化を進めます。(営業推進課)</li> <li>◇ 工業団地内の緑地の草刈りを実施し、環境美化を進めます。(営業推進課)</li> </ul>

## 市民・事業者に望まれる取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 廃棄物、資源物のごみステーションに出すなど、適正に処理する。</li> <li>◇ 不法投棄を見つけた場合は、関係機関に連絡する。</li> <li>◇ 自宅周辺や所有地(管理地)などの適正管理に努め、不法投棄されにくい環境をつくる。</li> <li>◇ ポイ捨てしない、ペットの飼育や散歩などでマナーを守るなど街の美化に努める。</li> <li>◇ 地域の清掃活動などに積極的に参加する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する。</li> <li>◇ 不法投棄を見つけた場合は、関係機関に連絡する。</li> <li>◇ 事業所、店舗、所有地などの周辺を定期的に清掃するなど適切に管理し、不法投棄されにくい環境をつくる。</li> <li>◇ 地域の清掃活動などに積極的に参加する。</li> </ul>



## 目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします



## 05 公害のない安全なまちにしよう

## ◆ 現状と課題

市で受けた公害苦情件数は、減少傾向ですが、年間50件程度あり、水質汚濁、悪臭、大気汚染への苦情が多くなっています。

現在、本市では大きく問題となるような公害は発生していませんが、環境基準を超過する項目が測定されることもあります。公害による被害の低減、発生 of 未然防止のため、継続して水質、大気、騒音、ダイオキシン類、空間放射線量などの各種監視測定を行う必要があります。また、新たな公害の発生、問題の顕在化に対応できるよう、最新の情報・知見を収集し、情報を提供していくことが必要です。

## ◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
環境公害防止指導員委嘱数	14人	14人	14人	
公害苦情件数	年48件	年30件	年30件	【総合計画】
BOD値が2mg/ℓ以下(年平均)の河川の数	19河川	24河川	24河川	【総合計画】
自動車騒音(面的評価)の環境基準達成状況	99.3%	95%以上	95%以上	
高丘工業団地内工場排水水質検査	年6回	年6回	年6回	

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

市が推進する取組	
(1) 監視測定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 危険物貯蔵施設の管理を適正に行います。(財政課)</li> <li>◇ 空間放射線量の現状を把握するため、市役所本庁舎、豊田支所、保育所、小中学校等で測定を実施します。(環境課)</li> <li>◇ 公害による被害の低減のため、水質検査や騒音測定を実施します。(環境課)</li> <li>◇ 浄水場発生土の放射能測定を行います。(上下水道課)</li> </ul>
(2) 公害等の発生の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境公害防止指導員が担当地区を巡回し、公害の早期発見・解決に努めます。(環境課)</li> <li>◇ 廃棄物が適正に処理されるよう、県と連携して立入・監視・指導を行います。(環境課)</li> <li>◇ 工業団地内の中小企業から出る工場排水について水質検査を実施し、公害防止を進めます。(営業推進課)</li> <li>◇ 河川などの水質浄化のため、下水道等による水洗化や浄化槽の整備を進めます。(上下水道課、環境課)</li> </ul>

市民・事業者に望まれる取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 騒音や悪臭など近隣に迷惑がかからないようにする。</li> <li>◇ 違法な野外焼却は行わない。</li> <li>◇ 灯油タンクなどを適正に管理し、油の流出事故防止に努める。</li> <li>◇ 公害の発生が懸念される行為を見つけた場合は、関係機関に連絡する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 法令を遵守し、公害の未然防止に努める。</li> <li>◇ 設備の改善などにより、事業による環境への負荷を低減する。</li> <li>◇ 設備を適正に管理し、燃料の流出などが発生しないようにするとともに、発生を想定した準備をする。</li> </ul>

## 目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします



## 06 緑の多いやすらぎのあるまちにしよう

## ◆ 現状と課題

中野市は、唱歌「故郷」で謳われている日本の原風景となる田園や山麓の景観が広がっています。また、公園や街路樹などの街中の緑の空間は、やすらぎをもたらすとともに生物の生息・生育環境の提供などの役割を担っています。市内においても、小中学生や市民団体による花壇づくりや緑化活動が行われていますが、これからも「緑豊かなふるさと」をめざし、より一層の緑化活動を推進し、中野市らしい景観を保全、創出していくことが必要です。

## コラム

## 住みよさランキング 2017 で全国 43 位に

2017年に東洋経済新報社が発表した「住みよさランキング2017」で、中野市は全国43位に、長野県内では1位になりました。「住みよさランキング」は、公的統計に基づき、それぞれの市が持つ都市力を、「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」「住居水準充実度」の5つに分類し、ランク付けしたものです。「安全・安心で快適に暮らせるまち」であることも、住みよさの一つの指標になりそうです。

## ◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
森林面積	4,620.59ha	4,620.59ha	4,620.59ha	
花苗の支給	年121団体 年62,336株	年120団体 年60,000株	年120団体 年60,000株	
景観・美化の推進のための イベントの実施	年3回	年3回	年3回	

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

市が推進する取組	
(1) 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 緑化苗木頒布会を開催し、各家庭の緑化を推進します。(農政課)</li> <li>◇ 希望する団体へ花苗を支給し沿道の空地緑化を図ります。(都市計画課)</li> <li>◇ 「花のまちづくりボランティアの会」と協働で、花や緑づくりへの諸活動の意識の高揚を図ります。(都市計画課)</li> </ul>
(2) 景観の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 景観づくり団体等と協働し、景観育成に対する市民の意識高揚のためのイベントを実施します。(都市計画課)</li> <li>◆ 国指定天然記念物「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」の保全整備を行います。(生涯学習課)</li> </ul>

市民・事業者に望まれる取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 家の庭やベランダなどでの植栽や鉢植え、生け垣の設置など、家庭での緑化を推進する。</li> <li>◇ 公園や街路樹などの手入れに協力する。</li> <li>◇ 住宅を建設する際は、周囲と調和する形や色にする。</li> <li>◇ 地域の景観を保全・創出するために、地域住民で話し合いをし、景観育成住民協定を締結するなど、ルールづくりをする。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 工場、事業所などの敷地内に植栽をする。</li> <li>◇ 地域の緑化、景観の保全・創出活動に参加・支援する。</li> <li>◇ 建物や看板など、法令を順守し、周囲と調和する形や色にする。</li> </ul>

### コラム

#### ふるさと信州風景 100 選

長野県には、大自然や四季の彩りを感じる風景、地域や地形によって異なる農作物の風景、地域の風土に馴染んだ建造物など、魅力あふれる農村風景があります。この「信州らしさ」や「ふるさと」を実感できる風景である「ふるさと信州風景100選」に、中野市から「斑尾の麓」と「延徳田んぼ」の2箇所が選ばれています。

## 目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします



## 07 水環境を良くしよう

## ◆ 現状と課題

地下水などの水資源は、水道水や工業・農業用水などとして利用され、生活や産業を支えているため、これからも安全で安心できる水源を確保していく必要があります。

生活排水処理については、下水道などの整備が進み、着実に普及していますが、下水道の供用区域でも未接続の世帯があることから、接続率の向上が求められます。

また、下水道の処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正処理を図ります。

## ◆ 成果目標

環境面での指標		現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
浄化槽設置整備事業補助件数		1基	4基	4基	
底抜き工法で施工した道路側溝の延長距離		L=130m	L=20m	L=20m	
路面排水のための側溝に設置した浸透枘の箇所数		4箇所	2箇所	2箇所	
雨水貯留施設設置補助件数		年3件	年6件	年6件	【総合計画】
下水道普及率	公共・特環	67.8%	67.8%	74.6%	
	農集	27.8%	26.2%	19.6%	
	浄化槽	1.3%	2.5%	2.5%	
下水道水洗化率	公共・特環	88.1%	91.2%	93.1%	
	農集	83.2%	89.5%	94.5%	

※下水道普及率：公共下水道(公共)、特別環境保全公共下水道(特環)、農業集落排水(農集)

の区域内人口÷市の総人口、浄化槽による処理人口÷市の総人口

※下水道水洗化率：公共、特環、農集の水洗化人口÷区域内人口

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

市が推進する取組	
(1) 水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 浄化槽の適正な維持管理について広報等で周知を行います。(環境課)</li> <li>◇ 水源施設及びその周辺の水環境保全に努めます。(上下水道課)</li> </ul>
(2) 適正な排水処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 浄化槽設置事業補助金により、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。(環境課)</li> <li>◇ 路面の雨水排水用の道路側溝の一部を地質の状況に応じて底抜きにし、地下浸透させます。(道路河川課)</li> <li>◇ 路面排水のための側溝に浸透柵を設置し、地下浸透させます。(道路河川課)</li> <li>◇ 雨水貯留施設の設置費用を補助します。(上下水道課)</li> <li>◇ 水洗化を促進します。(上下水道課)</li> </ul>

市民・事業者に望まれる取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 節水を心掛ける。</li> <li>◇ 周辺の草刈りをするなど、水辺とふれあえる環境を整える。</li> <li>◇ 下水道整備地域では、下水道本管への接続を進める。</li> <li>◇ 浄化槽を適正に管理する。</li> <li>◇ 下水処理に負担がかからないよう、流し台から油などを流さないようにする。</li> <li>◇ 洗剤は適量を使用する。</li> <li>◇ 灯油タンクを適正に管理・利用し、流出させないようにする。</li> <li>◇ 雨水貯留タンクなどを設置し、雨水を庭木への水やりなどに使用する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 水道水源付近での開発・工事は、環境に十分配慮する。</li> <li>◇ 節水型の設備を導入する。</li> <li>◇ 中水（雑用水）の利用を進める。</li> <li>◇ 敷地内の駐車場で、雨水が浸透するよう配慮する。</li> <li>◇ 下水道への接続、浄化槽の適正な管理を行う。</li> </ul>

## 目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします



## 08 農地・森林を保全し自然豊かな環境を確保しよう

### ◆ 現状と課題

本市の農業は、菌茸、果樹を中心に全国でも有数の園芸農業地帯となっておりますが、販売農家の経営耕地面積は、2000年(平成12年)から2015年(平成27年)の間に約22%減少しています。農地や森林には、農作物や木材などの生産のほか、洪水防止、水源かん養、土砂流出防止、生態系保全といった多面的機能があるので、機能の維持のため、農地・森林を適正に保全・管理していくことが必要です。

#### コラム

#### 農業・森林の多面的機能

農地や森林は、農作物や木材等の生産の場としてだけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等、さまざまな機能を有しており、これらを「農地・森林の多面的機能」と言います。

1. 洪水を防ぐ機能	7. 生きもののすみかになる機能
2. 土砂崩れを防ぐ機能	8. 農村の景観を保全する機能
3. 土の流出を防ぐ機能	9. 文化を伝承する機能
4. 川の流れを安定させる機能	10. 癒しや安らぎをもたらす機能
5. 地下水をつくる機能	11. 体験学習と教育の機能
6. 暑さをやわらげる機能	12. その他の機能※

※その他の機能として、医療・介護・福祉の場としての機能があります。

## ◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
保育所給食における地域食材の日	年8回	年8回	年8回	
学校給食における地元農作物使用割合	63.1%	65.0%	65.0%	
中山間地域において集落協定を締結した集落数	13集落	13集落	13集落	【総合計画】
遊休荒廃農地面積	569ha	563ha	558ha	【総合計画】
人・農地プラン参加者(中心経営体)数	215人・団体	275人・団体	325人・団体	
森林経営計画を認定した件数	7件	10件	14件	
環境保全型農業直接支払交付金事業への取組組織数	2組織	2組織	2組織	
ふるさと納税寄附金の農産物の返礼品件数	年22,000件	年22,000件	年22,000件	

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

### 市が推進する取組

#### (1) 農地の保全・管理

- ◇ 地元で生産された農作物を給食の食材として積極的に使用し、地産地消を推進します。(保育課、学校給食センター)
- ◇ 農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持・管理していくための農業生産活動を支援します。新たに協定締結の希望があれば、協定締結へ向けてのサポートを行います。(農政課)
- ◇ 農地の再生を行う方に対し、再生作業及び再生後の営農に関する経費を支援します。再生が可能と考えられる遊休荒廃農地については、農業委員会と連携し、農地再生に向けたマッチングなどを進めます。(農政課)
- ◇ 農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休荒廃農地の増加といった、人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる「人・農地プラン」を活用し、中心経営体(各地域において今後の農業を牽引していく中心となる経営体)への農地中間管理事業を利用した農地集積などにより、遊休荒廃農地の解消及び未然防止を図ります。(農政課)



	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自然環境の保全に資する農業の生産方式（有機農業など）を導入した農業生産活動を実施する農業者団体を支援します。（農政課）</li> <li>◇ 信州なかの産の農産物をふるさと納税寄附者への返礼品とすることで、農地の適正な管理と国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、農業の持つ多面的機能の維持増進を図り、農業振興に寄与します。（営業推進課）</li> </ul>
<b>(2) 森林の保全・管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林整備に関する地域活動を行う事業者を支援します。（農政課）</li> </ul>
<b>(3) 有害鳥獣対策の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 有害鳥獣対策を推進するため、中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会を中心に関係する団体と連携し、対策に取り組みます。（農政課）</li> <li>◇ 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、農地へ電気柵を設置する農業者を支援します。（農政課）</li> </ul>

### 市民・事業者に望まれる取組

<b>市民</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地元で生産された農作物を積極的に購入する。</li> <li>◇ ふれあい農園の利用を進める。</li> <li>◇ 地域材を積極的に活用する。</li> <li>◇ 住宅の新築や増改築の際は、市内産、県内産の木材を活用する。</li> <li>◇ 屋外に生ごみを放置しないなど、野生鳥獣が近づきにくい環境をつくる。</li> </ul>
<b>事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 有機栽培・低農薬栽培を進める。</li> <li>◇ 遊休荒廃農地とならないように適正に管理する。</li> <li>◇ 管理が可能な場所では、素掘り水路を保全する。</li> <li>◇ 間伐材の利用を進める。</li> <li>◇ 建物の建築や工事などに、市内産、県内産の木材を活用する。</li> <li>◇ 森林経営計画に基づいた、施業・保護を行う。</li> <li>◇ 野生鳥獣との生活圏を明確に区分できるよう農地周辺の手入れを行う。</li> <li>◇ ジビエを使用する料理の提供を検討する。</li> </ul>

目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします



09 多種多様な動植物が生息・生育できる環境を  
保全しよう

◆ 現状と課題

本市は、豊かな自然があり、それに対応した多種多様な動植物が生息・生育していますが、近年、外来生物による生態系のかく乱などの問題が顕在化し、自然環境の悪化などが懸念されています。生物多様性が確保されるよう、動植物の生息・生育状況や生態を把握し、適切な保全対策を行うとともに、外来生物への対応などが必要です。

コラム

生物多様性と生態系サービス

私たちが生物多様性を基盤とする生態系から得ている恵みのことを「生態系サービス」と言い、この生態系サービスは「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類されます。この生態系サービスを維持するためには、生物多様性を確保することが必要とされています。

- 1) 供給サービス  
食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス
- 2) 調整サービス  
森林による気候の緩和、洪水の防止、水の浄化など、環境を制御するサービス
- 3) 文化的サービス  
精神的充足、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス
- 4) 基盤サービス  
光合成による酸素の生成、土壌形成、水循環など他のサービスを支えるサービス

◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
アレチウリ駆除の実施	年5回	年5回	年5回	
十三崖チョウゲンボウ応援団 かん木伐採作業の実施	年2回	年2回	年2回	

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

市が推進する取組	
(1) 自然環境の調査・保全	◇ 「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」モニタリング調査（行動観察、餌量推定）を実施します。（生涯学習課） ◆ 「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」環境生態調査（行動圏及び利用環境の解明）を実施します。（生涯学習課）
(2) 外来生物対策の推進	◇ 生態系や人への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物に対し、必要に応じて防除等を実施します。（環境課） ◇ 広報なかので、アレチウリの駆除についての情報を周知します。（環境課） ◇ アレチウリの駆除を実施し、在来生物など生態系への影響を抑制します。（道路河川課） ◇ ハリエンジユ、ニフウルシを対象とした十三崖チョウゲンボウ応援団かん木伐採作業を実施します。（生涯学習課）
(3) 自然環境を活かした観光、教育等の推進	◇ 環境保全の重要性を感じてもらうため、千曲川をラフティングボートで下る自然観察会を実施します。（環境課）

## 市民・事業者に望まれる取組

市民	◇ 自然環境の保全活動や自然観察会に積極的に参加する。 ◇ 野生の動植物とふれあえる機会を創出する。 ◇ 地域外から持ち込んだ動植物は最後まで責任を持って飼育・栽培し、野外に逸出して地域の生態系に悪影響を及ぼさないようにする。 ◇ 外来生物については、法令にのっとった取扱いをする。
事業者	◇ 自然環境の保全活動や自然観察会に積極的に参加・支援する。 ◇ 敷地内にビオトープを設けるなど、生物が生息・生育できる場を保全・創出する。 ◇ 動植物の販売は、生態系への影響を考慮し、販売先にも注意を促す。 ◇ 自然体験、農業体験などを観光に取り入れたツアーの企画を検討する。

## コラム

## 重要里地里山 500

環境省では、国土全体の生物多様性を保全するうえで重要な里地里山（人と生きものの暮らしが交わる豊かな環境）を500箇所選びました。中野市からは永江地区の大平山等一帯の里山が選ばれました。地域の宝として豊かな里地里山が守り継がれていくことが望まれます。

目標V 地球環境にやさしいまちにします



10 地球にやさしいライフスタイルへ転換しよう

◆ 現状と課題

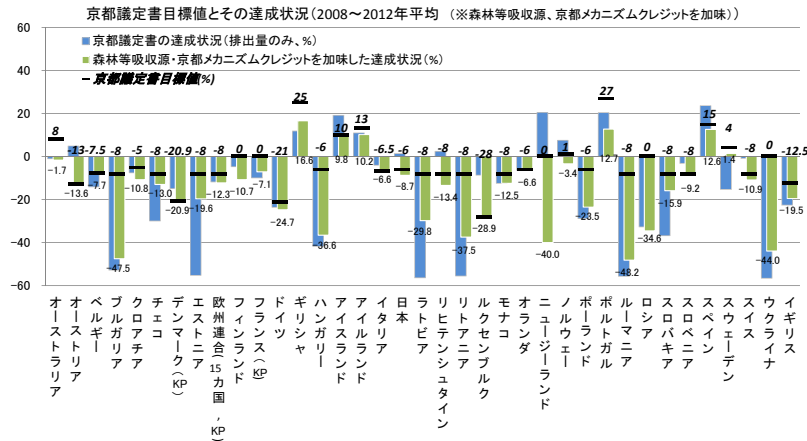
温室効果ガス排出量の増加により地球温暖化が進行し、市民生活への影響が顕在化してきているなかで、市民の地球温暖化への関心は高くなっています。市民のさらなる行動に結びつくような誘導・啓発が必要であるとともに、気候変動の影響への適応について、情報収集を進め、対策を検討することが必要となってきます。さらに現実の課題解決に向け持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を反映させることが求められています。

また、自家用車の利用頻度が高くなる地域特性のなかで、公共交通の利便性を高め、利用を増やすための取組を継続することが必要です。

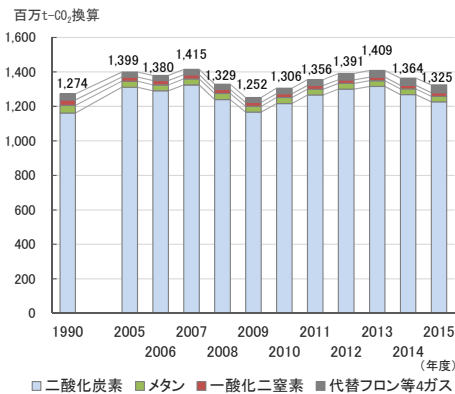
コラム

世界、日本の温室効果ガス排出量

世界各国の京都議定書の第一約束期間（2008～2012年平均）の目標値と達成状況を下図に示します。森林吸収源、京都メカニズムクレジットを加味すると、すべての参加国が目標を達成しています。



京都議定書目標値と達成状況 (資料：国立環境研究所)



日本の温室効果ガス排出量の推移 (資料：環境省)

日本の温室効果ガス排出量は2008年の世界金融危機により2009年まで大きく減少しましたが、景気の回復及び2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により原子力発電が停止したことから増加しました。2014年からは減少しています。

京都議定書の第一約束期間では、6%の削減目標に対し森林吸収源対策等を含め、8.4%削減を達成しています。

コラム

持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年9月、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ)」が採択されました。

2030アジェンダは、持続可能な開発目標 (SDGs) として17のゴール (目標) と169のターゲットが掲げられ、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。

「持続可能な開発目標」における17のゴール (目標)



(資料：国際連合広報センターホームページ)

◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
市の事務事業で排出される二酸化炭素の総排出量	9,832t-CO <sub>2</sub>	9,233t-CO <sub>2</sub> (2020年度)	5か年計画のため2026年に設定予定	【中野市地球温暖化防止実行計画】 (2016年度～2020年度)

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

市が推進する取組	
(1) 省エネルギー・省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公用車の車両整備・定期点検などを実施することにより適正な車両管理を行います。(財政課)</li> <li>◇ 環境に配慮した公用車の導入を行います。(財政課)</li> <li>◇ 市が行うあらゆる活動において、温室効果ガスの排出削減に向け環境に配慮した取組を行います。(環境課)</li> </ul>
(2) 低炭素の交通環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ マイカー通勤から鉄道・バスなど公共交通への切り替え及びエコ通勤の促進を図るため、利便性の高い公共交通網の確立に取り組みます。(政策情報課)</li> </ul>

市民・事業者に望まれる取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 住宅の新築・増改築時には断熱性、気密性の向上など、省エネルギーにつながる工法を検討する。</li> <li>◇ 省エネルギーを意識して、普段の生活を送るよう心掛ける。</li> <li>◇ 冷蔵庫、テレビ、照明など、買い換え時は、消費電力の少ない製品を購入する。</li> <li>◇ 近くへの移動の際は、徒歩による移動を心掛けるなど、マイカーの利用から、徒歩・自転車・公共交通機関の利用に積極的に転換する。</li> <li>◇ パークアンドライド、デマンドタクシーなどを活用し、公共交通の利用を促進する。</li> <li>◇ 自動車を購入するときは、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車や燃費性能の高い車両の購入を検討する。</li> <li>◇ エコドライブを心掛ける。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業所でのクールビズ・ウォームビズへの取組や冷暖房温度の適正設定など、省エネルギーの取組を推進する。</li> <li>◇ 省エネルギー型機器の導入を推進する。</li> <li>◇ エコオフィス活動を実践する。</li> <li>◇ 事業所の温室効果ガス排出量を把握し、目標を設定して削減への取組を推進する。</li> <li>◇ 省エネルギー診断やE S C O事業の導入を検討する。</li> <li>◇ ノーマイカー通勤やエコ通勤を推進する。</li> <li>◇ フロン排出抑制法にのっとり、製造・管理・回収・破壊を行う。</li> </ul>

目標V 地球環境にやさしいまちにします



11 環境にやさしいエネルギー利用を進めよう

◆ 現状と課題

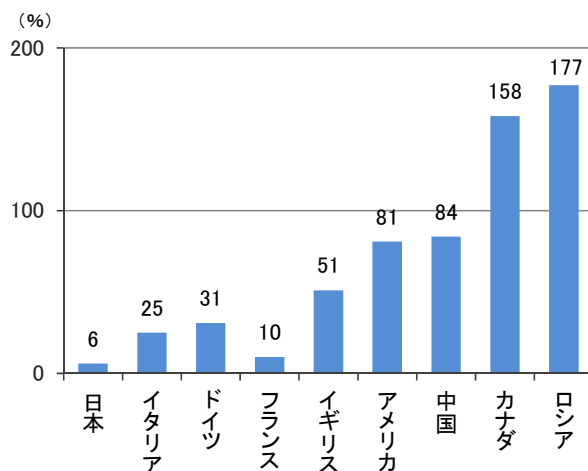
東日本大震災に起因する原発事故や地球温暖化の影響により、エネルギーに対する状況が大きく変化しています。市においても、公共施設への新エネルギー設備の導入や住宅用太陽光発電システム設置、ペレットストーブ等の購入に対する支援により、再生可能エネルギーの利用を促進しています。また、今後も市の気候や地形、産業などの条件や効率性、費用面などを考慮し、再生可能エネルギーを利用したまちづくりを促進していく必要があります。

コラム

原子力とエネルギー問題

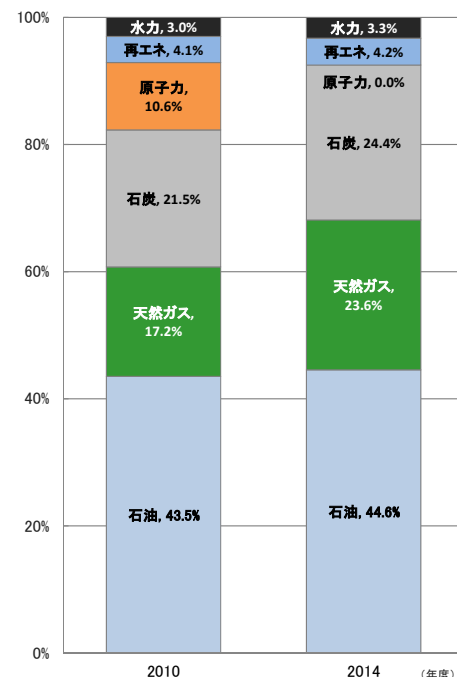
2011年の東日本大震災以降、日本は「エネルギー自給率の低下」などの課題に直面しています。課題を克服するために、国民一人ひとりが現状を知り、エネルギー問題を考えることが重要です。

日本のエネルギー自給率は6%程度であり、海外から輸入される石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料に大きく依存しています。日本の再生可能エネルギー（水力を除く）の比率は4.2%（2014年）と、更なる導入拡大が求められています。



主要国のエネルギー自給率（2014年）

（資料：IEA 「WORLD ENERGY BALANCES 2016」）



日本の一次エネルギー供給構成

（資料：資源エネルギー庁）

## ◆ 成果目標

環境面での指標	現状値 (2016年度)	中間目標 (2022年度)	計画目標 (2027年度)	備考
住宅用太陽光発電システム 設置件数・出力量(累計)	609件 2,845kw	850件 3,970kw	1,025件 4,790kw	
再生可能エネルギーを導入 した公共施設(累計)	7箇所	8箇所	10箇所	

## ◆ 具体的な取組内容

【凡例】 ◇：前計画から継続する取組 ◆：本計画の新たな取組

### 市が推進する取組

#### (1) 再生可能エネルギー 導入の推進

- ◇ 住宅用太陽光発電システムの設置費用を補助します。(環境課)
- ◇ 公共施設へ再生可能エネルギーを率先して導入し、普及・啓発を図ります。(環境課)
- ◆ 市内に多く賦存するバイオマスや豪雪地帯として雪の利活用について研究し、再生可能エネルギーへの導入を検討します。(環境課)
- ◆ バイオマスを活用した事業の実現可能性調査をもとに、事業化に向けた支援を行います。(農政課)

### 市民・事業者に望まれる取組

#### 市民

- ◇ 住宅への再生可能エネルギー設備の導入を検討、推進する。
- ◇ 薪ストーブやペレットストーブの導入を検討する。

#### 事業者

- ◇ 事業所などへの再生可能エネルギー設備の設置を推進する。
- ◇ 使用済みきのこと培地や果樹の剪定枝などを燃料として使用する。



再生可能エネルギーを導入した公共施設(ひまわり保育園)



環境にやさしいペレットストーブ

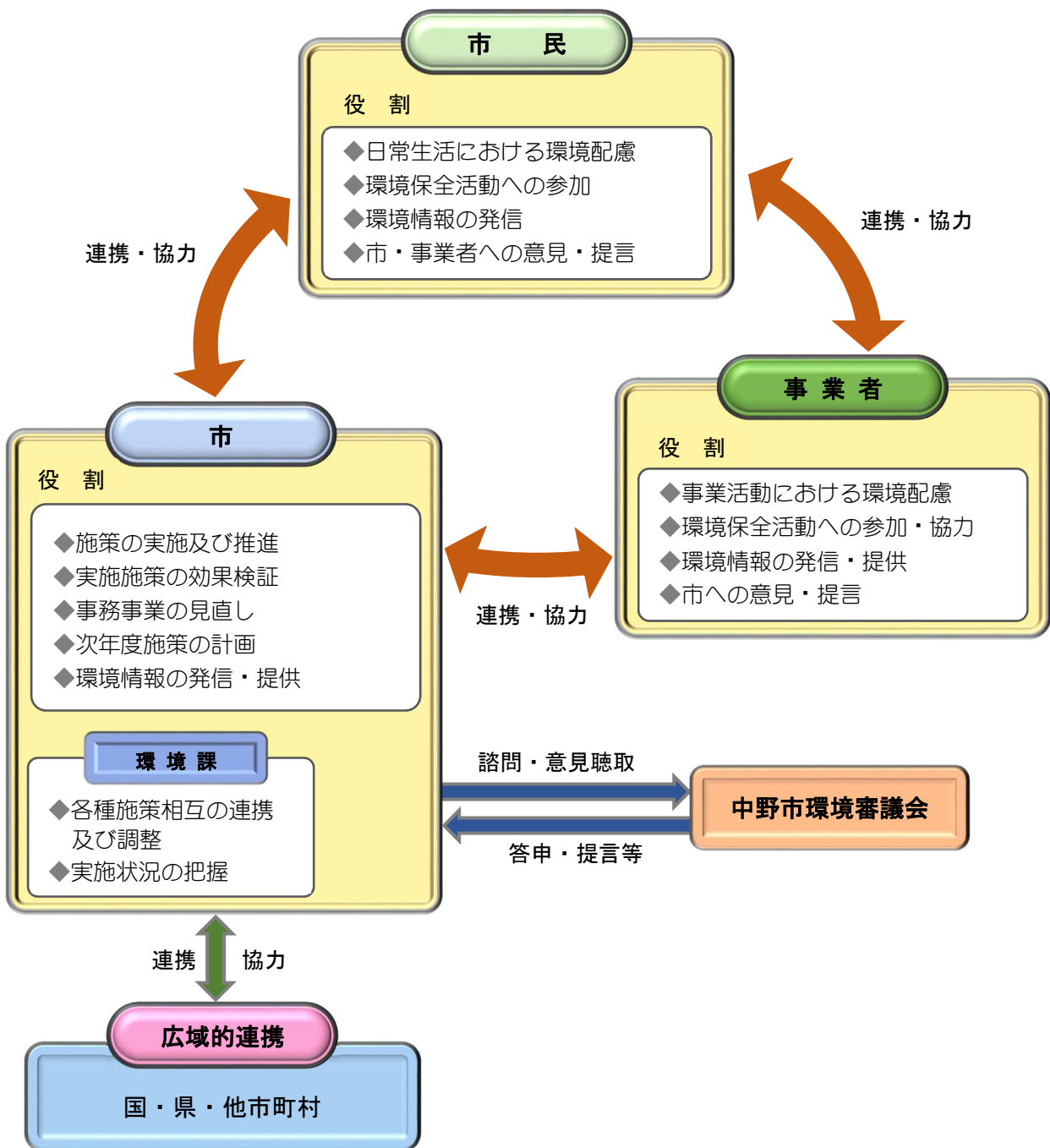


# 第5章

# 計画の推進と進行管理

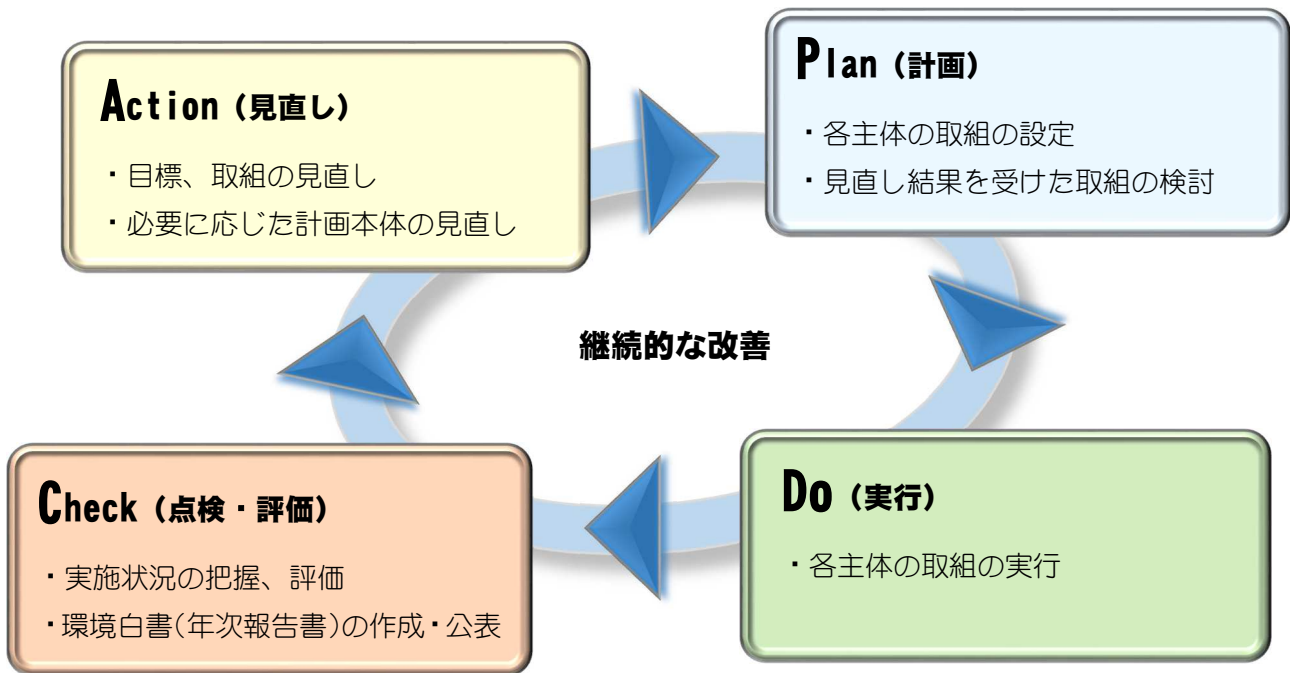
## 1 計画の推進体制

めざす環境像を実現するためには、「市民・事業者・市」がそれぞれの役割を認識し、環境保全活動に取り組み、相互に連携・協働しながら計画を推進していくことが必要です。



## 2 計画の進行管理の方法

計画の進行管理は、「PDCAサイクル」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行います。  
また、把握した施策の実施状況などは、環境白書（年次報告書）として取りまとめ、公表します。



---

# 資 料 編

---

中野市環境基本条例

環境審議会委員名簿

策定経過

パブリックコメントでの意見

環境審議会 諮問・答申

前計画での主な取組内容

前計画での「環境面での指標」達成状況

アンケート調査結果

用語解説



## (1) 中野市環境基本条例 (平成17年4月1日条例第112号)

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らその社会活動に際して環境の保全に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全に資する取組みの支援に努めるものとする。

### (市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

### (施策の基本方針)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び貴重な野生生物の保護を図るとともに、緑化を推進することにより自然と人との共生を確保すること。

(3) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的、文化的な特性を生かした田園及び都市景観の形成、水や緑に親しむことができる公共空間の形成等を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。

(5) 山林の計画的な育成管理及び森林資源の有効利用を推進すること。

(6) 良好な環境の形成は、すべての者の公平な役割分担に基づく参加及び行動に負っていることから、一人ひとりが環境の保全に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する普及、啓発等を推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ中野市環境審議会条例(平成17年中野市条例第113号)に基づき設置した中野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第8条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずよう努めるものとする。

(規制の措置)

第9条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、必要な経済的な措置を講ずよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響

について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用を促進するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、国、県、他の市町村その他関係団体(第17条において「関係団体」という。)と協力して、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(市民等の環境活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する団体が地域において自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(情報の提供及び市民参加の推進)

第15条 市は、環境に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策の策定等への市民の参加を推進するものとする。

(調査の実施及び監視体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を把握するため、必要な調査の実施及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第17条 市は、地球温暖化の防止等地球環境の保全に当たっては、関係団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動の普及及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## (2) 環境審議会委員名簿

順不同、敬称略

氏名	推薦団体等	任期	選出区分
渡辺 五男	環境省 自然公園指導員	2015年6月3日～	識見を有する者
松本 章	中野市区長会	～2017年3月21日	団体推薦
丸山 正光	中野市区長会	2017年3月22日～	団体推薦
中村 秀人	中野市農業委員会	2015年6月3日～	団体推薦
今井 陽二	中野市校長会	～2017年6月2日	団体推薦
下川 昌平	中野市校長会	2017年6月3日～	団体推薦
鈴木 富夫	信州中野商工会議所	2015年6月3日～	団体推薦
望月 隆	中野市農業協同組合	2015年6月3日～	団体推薦
竹内 義明	北信州森林組合	2015年6月3日～	団体推薦
山崎 正晴	中野市衛生自治会	～2017年3月26日	団体推薦
山口 正信	中野市衛生自治会	2017年3月27日～ 2017年6月2日	団体推薦
中島 正幸	中野市衛生自治会	2017年6月3日～	団体推薦
頓所 文子	中野市消費者の会	～2017年6月2日	団体推薦
小山 むつ子	中野市消費者の会	2017年6月3日～	団体推薦
横田 貴博	公益社団法人 中野青年会議所	～2017年6月2日	団体推薦
山浦 克人	公益社団法人 中野青年会議所	2017年6月3日～	団体推薦
丸山 久治	中野市豊田特産振興会	2015年6月3日～	団体推薦
高橋 秀子	ふるさと虹の会	～2017年6月2日	団体推薦
津金 裕子	ふるさと虹の会	2017年6月3日～	団体推薦
岸田 治夫	ながの農業協同組合	～2017年6月2日	団体推薦
高澤 弘幸	ながの農業協同組合	2017年6月3日～	団体推薦
中村 幹夫	公募	～2017年6月2日	公募
山岸 恒夫	公募	2015年6月3日～	公募
勝野 芳久	公募	～2017年6月2日	公募
金井 哲雄	公募	2015年6月3日～	公募
宮沢 和三	公募	～2017年6月2日	公募
川島 幸子	公募	2017年6月3日～	公募
宮澤 なおみ	公募	2017年6月3日～	公募
福島 芳枝	公募	2017年6月3日～	公募

### (3) 策定経過

実施日	会議名等	実施内容等
2016年(平成28年) 4月	第2次中野市環境基本計画の策定方針決定	
5月19日	2016年度(平成28年度)第1回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画の策定方針について
7月11日～29日	中野市市民アンケート調査	・18歳以上の市民から3,000人を無作為抽出しアンケートを実施
7月	小中学生アンケート調査	・市内の小学5年生及び中学2年生の496人に将来の環境等についてアンケートを実施
11月4日	第2回中野市環境審議会	・環境意識調査(アンケート)の結果について ・第2次中野市環境基本計画策定の構成及び施策体系について
2017年(平成29年) 6月27日	2017年度(平成29年度)第1回中野市環境審議会	・正副会長の互選について ・第2次中野市環境基本計画(素案)について
8月30日	第2回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画(素案)について
10月10日 ～11月10日	パブリックコメント	・第2次中野市環境基本計画(素案)に関する市民からの意見募集(意見提出なし)
11月29日	第3回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画(素案)について(諮問)
12月22日	第4回中野市環境審議会	・第2次中野市環境基本計画(素案)について(最終審議)
2018年(平成30年) 1月9日	環境基本計画(素案)答申	(詳細別記)
3月	第2次中野市環境基本計画策定	

### (4) パブリックコメントでの意見

意見募集期間	2017年(平成29年)10月10日～11月10日
意見提出者数	なし



## (5) 環境審議会 諮問 答申

29 第 4833 号  
平成 29 年 11 月 29 日

中野市環境審議会  
会長 中村 秀人 様

中野市長 池田 茂

### 第 2 次中野市環境基本計画（素案）について（諮問）

第 2 次中野市環境基本計画（素案）を別添のとおり取りまとめましたので、中野市環境審議会条例第 2 条の規定により、審議会の意見を求めます。

平成 30 年 1 月 9 日

中野市長 池田 茂 様

中野市環境審議会  
会長 中村 秀人

### 第 2 次中野市環境基本計画（素案）について（答申）

平成 29 年 11 月 29 日付け 29 第 4833 号で諮問のありました「第 2 次中野市環境基本計画（素案）」について、下記のとおり答申します。

#### 記

慎重に審議した結果、原案は適当である。

なお、環境基本計画の実施にあたっては、本審議会が出された意見を尊重し、着実な実現に努められるよう要望するとともに、次の点に配慮するよう申し添えます。

本計画の進捗と社会情勢の変化を含め成果を評価し、それに基づき計画変更の可否を検討した結果について環境白書を通じ市民に伝達する仕組みを構築し、「緑豊かなふるさとを共につくるまち なかの」の実現を図ること。

## (6) 前計画での主な取組内容

<b>I.「みんなの参加」で中野市の環境をつくります</b>
<b>1.環境について学び、考え、行動します</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の教科学習や児童・生徒会活動でのごみ拾い、アルミ缶回収、花壇づくり、栽培活動、緑の少年団活動等の実施。社会科の授業での東山クリーンセンター等の見学</li> <li>・小学5年生への「こども環境白書（環境省発行）」の配布</li> <li>・中野市消費者の会による環境問題に関する学習会の開催、信州中野環境祭での廃油石けん作りの実演・無料配布</li> <li>・出前講座「中野まなびい塾」の開催。「ごみと資源物の正しい分け方」</li> <li>・自然観察会として「千曲川ラフティング」の実施</li> <li>・小中学校からポイ捨て防止看板の図案を募集し、看板を設置</li> <li>・公民館における講座として、「ふるさとのホテルを楽しむ会」、親子体験教室「あるある探検隊」、「実木草くらふと講座」、「チャレンジ子ども教室」、「里山の薬草観察講座」、「ふるさとのこ講座」等の開催</li> </ul>
<b>2.市民・事業者・市が協力して取組みます</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信州中野環境祭」の開催</li> </ul>
<b>3.環境の情報を収集し、発信します</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙や市公式ホームページによる環境情報の提供</li> <li>・「中野市環境白書」の作成</li> <li>・市の施設見学コースに東山クリーンセンター、浄化管理センターを組み入れ</li> </ul>
<b>II.「もったいない」の心を大切にします</b>
<b>1.ごみを減らします</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出される生ごみを堆肥化・減量化する機器及び容器等の購入者への購入費用の一部助成</li> <li>・コンポスト・アドバイザーによる講習、戸別訪問指導</li> <li>・DVD「コンポストの上手な使い方」の作成、希望者への配布</li> <li>・2010年(平成22年)10月から2012年(平成24年)9月までの間、試験的な生ごみ分別収集の実施</li> <li>・「中野市一般廃棄物処理基本計画」の策定(2016年(平成28年)3月)</li> </ul>
<b>2.ごみではなく資源にします</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内スーパーマーケットの協力による「資源物日曜回収」の実施</li> <li>・硬質プラスチックや陶磁器、庭木の剪定枝の再資源化のための「資源物特別回収」の実施</li> <li>・資源として再利用できる新聞紙、ダンボール等の団体回収を自主的に行う地域や学校等の団体に対する報奨金の交付</li> <li>・2012年(平成24年)5月から高齢者等のみで構成され、資源物、有害ごみ、不燃性粗大ごみの排出が困難な世帯を対象に戸別収集を実施</li> <li>・公共下水道及び農業集落下水道の汚泥を堆肥化し、「おすみちゃん」、「未土利」として販売</li> </ul>

<p><b>3.環境に配慮した農林業をすすめます</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中野市バイオマスタウン構想の策定（2010年(平成22年)2月公表）</li> <li>・中野市バイオマス産業都市構想の策定（2015年(平成27年)6月）</li> <li>・環境にやさしい農業推進のため、県及び農業者団体と連携し、循環農業の担い手となるエコファーマーが行う土壌診断費の一部を支援</li> <li>・農業の持続的発展及び農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、有機農業など環境保全型農業に取り組む農業者に対し補助金を交付</li> <li>・遊休荒廃農地の解消を図ることを目的に、再活用する個人または団体に対し補助金を交付</li> <li>・市民が農作業体験を通し、農業への理解を深めるため、「ふれあい農園」として農地の貸し付けを実施</li> <li>・学校給食で月一度、地元農産物を使用した献立づくりを推進</li> <li>・平野小学校（2010年度(平成22年度)）、中野小学校(2012年度(平成24年度))、長丘小学校（2013年度(平成25年度)）、豊井小学校（2014年度(平成26年度)）、高丘小学校、永田小学校（2015年度(平成27年度)）、日野小学校、科野小学校（2016年度(平成28年度)）で、「ふれあい地域食材の日」事業を実施</li> <li>・地元農産物を使用した料理講習会、きのこ・フルーツ料理コンクール、食農フォーラムなど各種イベントを開催</li> <li>・ギフトカタログ等を配布することで、地元農産物の消費拡大を推進</li> <li>・俳優の杉浦太陽さんが「中野市職の大使」に就任（2017年(平成29年)2月）</li> <li>・森林整備団体へ森林整備地域活動支援金を交付</li> </ul>
<p><b>4.恵みの水を大切に使います</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源の確保や水道施設の適正管理、老朽化した浄水場や水道施設の整備実施</li> <li>・水源の水質検査を行い、市公式ホームページ等で公表</li> <li>・「上下水道フェスティバル」を開催</li> <li>・信州中野環境祭に下水道ブースを設け、水のろ過実験コーナーや下水道に関する展示を実施</li> <li>・雨水が地下へ浸透するように、雨水排水用の道路側溝の一部を底抜き工法で施工</li> <li>・雨水貯留施設の設置、不用になった浄化槽の雨水貯留施設への改造費用に補助金を交付</li> </ul>
<p><b>Ⅲ.「安心」してらせる環境をつくります</b></p>
<p><b>1.緑の多いやすらぎのあるまちにします</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「花のまちづくり推進事業」を継続し、「花のまちづくりボランティアの会」を中心に花苗や桜の苗木の植栽を実施</li> <li>・「花のまちづくりボランティアの会」が、市と協働で「なかの花づくりコンテスト」を開催</li> <li>・「緑の募金」を活用し、緑化苗木の頒布会を開催</li> <li>・屋外広告物適正化旬間に、屋外広告物表示禁止物件の一斉点検を実施</li> <li>・中野市景観・美化推進協議会で、自然や歴史文化を巡る「なかの景観ウォーキング」を実施</li> <li>・たかやしろ保育園の園庭の一部に芝生を植栽</li> <li>・「中野市景観賞」を実施</li> </ul>
<p><b>2.ごみのないきれいなまちにします</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境公害防止指導員、衛生自治会、市職員による巡回、防止看板の設置等を実施</li> <li>・地元区等では、市から地区の都市公園や河川公園等の施設管理を受託し、施設の清掃や草刈り等を実施</li> </ul>

<p><b>3.公害のない安全なまちにします</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般河川等の水質検査及び自動車交通騒音の測定を定期的を実施</li> <li>・地盤沈下防止と既存井戸保全のため、井戸の採掘を協議制から許可制に変更（2009年（平成21年）4月）</li> <li>・市民からの公害苦情に関し、必要な調査や発生源者への指導・助言等を実施</li> <li>・公害発生のおそれのある事業所について、地元区や市と公害防止協定を締結し、協定における立入り確認や意見交換会を実施</li> <li>・2011年（平成23年）9月から市内の公共施設において空間放射線量を測定し、広報紙や市公式ホームページ等で情報を提供</li> <li>・2012年（平成24年）10月から市内の学校給食センター、保育園（幼稚園も対象）が子どもに提供する給食用食材と市民自ら食するために栽培した食材の放射性物質検査を行い、市公式ホームページで結果を公表</li> </ul>
<p><b>IV.「ふるさと」の豊かな自然を大切にします</b></p>
<p><b>1.貴重な自然をまもりま</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定天然記念物である「十三崖チョウゲンボウ繁殖地」周辺で、「十三崖チョウゲンボウ応援団」が草刈り、かん木伐採作業を実施</li> <li>・「十三崖チョウゲンボウ繁殖地」でチョウゲンボウ探鳥会を開催</li> <li>・中野市立博物館が開催している「植物観察会」において、市内に生育する天然記念物の巨樹をまとめた「わがまちの巨樹マップ」を発行</li> </ul>
<p><b>2.身近な自然を活用しながらはぐみます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣による農作物への被害を減少させるため、電気柵及び防鳥ネットの資材費に補助を実施</li> <li>・「中野ホタルの会」が、市内のホタル発生状況をまとめた「ホタルマップ2010」を作成</li> <li>・高社大橋から笠原大橋下流までの夜間瀬川で、高水敷整備を実施</li> <li>・河川愛護団体などと協力し、アレチウリの駆除を実施</li> <li>・県産材、間伐材等の利用促進のため、ペレットストーブ等の購入に補助金を交付</li> <li>・木育推進事業として、平岡小学校の図書館に県産材で製造した椅子を設置</li> </ul>
<p><b>V.「地球温暖化」を防ぎます</b></p>
<p><b>1.資源のムダづかいはしません</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JRを利用する通勤者のため、立ヶ花駐車場を管理する立ヶ花区に運営補助を実施</li> <li>・「中野市公共交通総合連携計画」を策定し、ふれあいバスやおでかけタクシー（デマンドタクシー）、路線バス経路の見直しを行い、公共交通機関の利用と省エネルギーに寄与</li> <li>・我が家のクールアース・デーと題し、「電気を消して、こんなふうに過ごしてみました」を募集</li> <li>・「CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン」への参加</li> <li>・「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」への参加</li> <li>・中野市環境マネジメントシステム「なかのエコマネジメントシステム」の取組</li> </ul>

<p><b>2.環境にやさしいエネルギー利用をすすめます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の住宅への太陽光発電システム設置に対し補助金を交付</li> <li>・補助金を利用して太陽光発電システムを設置した方を対象としたアンケート調査の実施</li> <li>・事業所から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車両の一部の代替燃料として使用</li> <li>・市の温泉施設（ぼんぼこの湯、まだらおの湯、もみじ荘）に、きのこ使用済み培地を原料にした燃料を使ったバイオマス温水ボイラーを設置</li> <li>・2013年(平成25年)4月開園の「さくら保育園」に地中熱交換システムを導入</li> <li>・長丘小学校に風力・太陽光のハイブリッド発電機を設置</li> <li>・2015年(平成27年)4月開園の「ひまわり保育園」に太陽光発電システム及び地中熱交換システムを導入</li> </ul>
<p><b>3.環境にやさしい暮らしをめざします</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2006年(平成18年)1月に策定した「中野市地球温暖化防止実行計画」への取組</li> <li>・市役所本庁舎や豊田支所等の壁面にアサガオ、ゴーヤによる「緑のカーテン」の作成</li> <li>・2011年(平成23年)2月に「中野市地球温暖化防止実行計画（第2次）」を改定し、さらなる温室効果ガス排出削減の取組を実施</li> <li>・2016年(平成28年)2月に「中野市地球温暖化防止実行計画（第3次）」を改定</li> <li>・「道の駅ふるさと豊田」「信州中野観光センター」に電気自動車用急速充電器を設置</li> </ul>

## (7) 前計画での「環境面での指標」達成状況

環境面での指標	2006年度現状値	2016年度実績値	2017年度目標値	評価
<b>I.「みんなの参加」で中野市の環境をつくります</b>				
市が主催の自然と親しむイベントや自然観察会等の開催回数	年19回	年30回	年25回	◎
「中野まなびい塾」開催回数	年3回	年1回	年10回	×
(仮称)中野市環境こども会議の開催回数	0回	0回	2回	×
環境分野で活動する市内に事務所があるNPO法人数	1団体	1団体	3団体	×
国際規格取得企業への補助件数	累計31件	累計38件	累計43件	○
市広報紙への環境に関する特集記事の掲載	年1回	年1回	年1回	○
子どもエコクラブへの登録団体数	0団体	0団体	2団体	×
<b>II.「もったいない」の心を大切にします</b>				
生ごみ堆肥化機器購入への助成件数	年75件	年31件	年120件	×
市民一人当たり可燃ごみの排出量	307kg/人/年	257kg/人/年	—	—
	841g/人/日	704g/人/日	—	
リサイクル率（資源物÷ごみの総排出量）	14.1%	14.3%	—	—
資源物の団体回収量	782 t	571 t	1,200 t	×
エコファーマー認定者数	346人	97人	500人	×
解消された遊休農地累積面積	50.9ha	350.7ha	336ha	○
学校給食での地元産米、果物、野菜の使用割合	56.8%	63.1%	65.0%	○
路面排水のための側溝に設置した浸透枡	9箇所	17箇所	20箇所	△
雨水貯留タンク設置費への助成件数	年1件	年3件	年6件	△

環境面での指標	2006年度現状値	2016年度実績値	2017年度目標値	評価
<b>Ⅲ.「安心」してらせる環境をつくります</b>				
市民一人当たり近隣公園面積	0.67㎡/人	1.11㎡/人	1.49㎡/人	△
市民一人当たり街区公園面積	0.53㎡/人	0.62㎡/人	0.88㎡/人	△
景観育成住民協定数	1件	1件	2件	×
不法投棄、違法な野外焼却についての職員の巡回パトロール回数	年6回	年16回	年12回	○
産業廃棄物処理施設連絡会の開催回数	年1回	年1回	年1回	○
市民に管理を依頼している公園数	24箇所	25箇所	26箇所	△
騒音の環境基準達成状況	95%	99.3%	95%以上	○
環境公害防止指導員の委嘱数	14人	14人	14人	○
下水道普及率 (公共、農集の区域内人口÷市の総人口)	公共66.1% 農集29.1%	67.8% 27.8%	—	—
浄化槽による処理人口÷市の総人口	浄化槽1.0%	1.3%	—	—
下水道水洗化率 (公共、農集の水洗化人口÷区域内人口)	公共76.0% 農集64.7%	88.1% 83.2%	—	—
<b>Ⅳ.「ふるさと」の豊かな自然を大切にします</b>				
十三崖のチョウゲンボウ繁殖地の草刈り作業の回数	年1回	年2回	年2回	○
市が主催するチョウゲンボウ探鳥会の開催回数	年1回	年1回	年1回	○
「アレチウリ」の駆除実施箇所	年1箇所	年5箇所	年5箇所	○
<b>Ⅴ.「地球温暖化」を防ぎます</b>				
市公用車等の燃料の総消費量	106,263 <sup>リットル</sup> (2014年度)	102,295 <sup>リットル</sup> (2016年度)	104,138 <sup>リットル</sup> (2016年度)	○
新エネルギー技術を導入した公共施設数	0箇所	7箇所	3箇所	◎
市が行う事務事業で排出される二酸化炭素の総排出量(中野市地球温暖化防止実行計画)	年9,822t-CO <sub>2</sub> (2014年度)	年9,832t-CO <sub>2</sub> (2016年度)	年9,626t-CO <sub>2</sub> (2016年度)	×
「打ち水大作戦」の実施	年0回	年0回	年1回	×

◎:大幅に達成、○:達成、概ね達成、△:取組は進んだが未達成、×:進展なし

## (8) アンケート調査結果

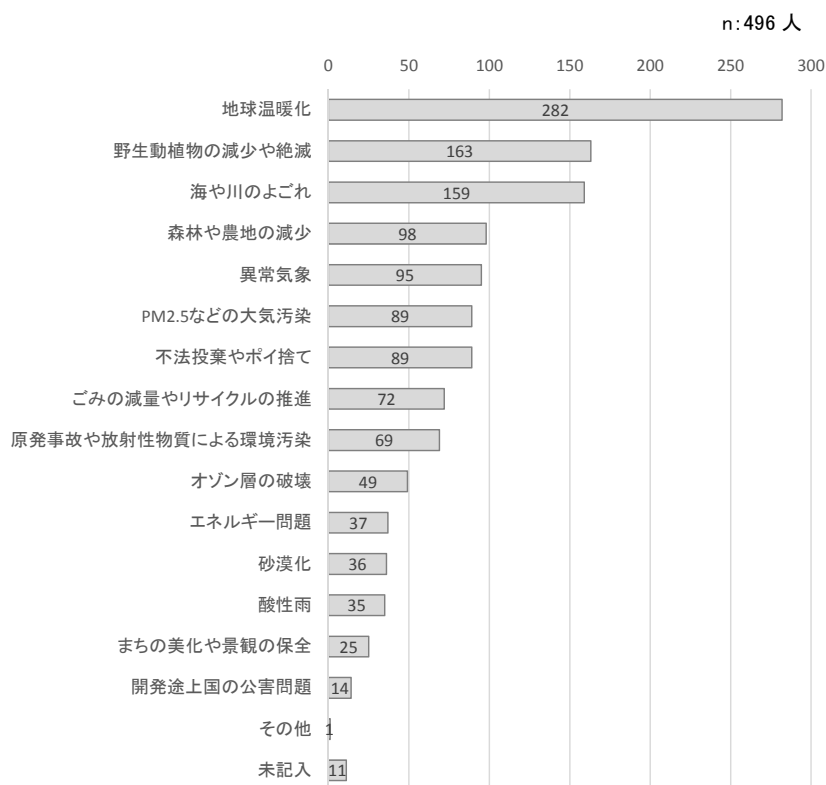
本計画の策定にあたり、小中学生を対象にアンケートを実施しました。また、市民の意識については「中野市民アンケート調査」の環境意識調査を利用しています。

調査の概要は以下のとおりです。

	小中学生アンケート	市民アンケート
目的	市の将来を担う小中学生が、将来の環境などについてどのように考えているのかを把握する	将来都市像「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」実現に向け、市民の意見を把握する
対象	市内の小学5年生及び中学2年生	18歳以上の市民から3,000人を無作為抽出
調査方法	各学校に配布・回収を依頼	文書配達員により配布し、郵送により回収
調査期間	2016年(平成28年)7月	2016年(平成28年)7月11日～7月29日
配布数	小学5年生252人、中学2年生244人	3,000人
回収数	小学5年生252人、中学2年生244人	1,025人
回収率	100%	34.2%

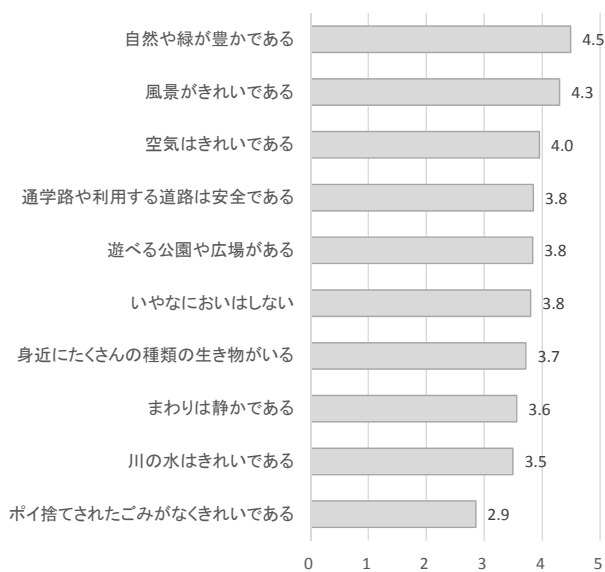
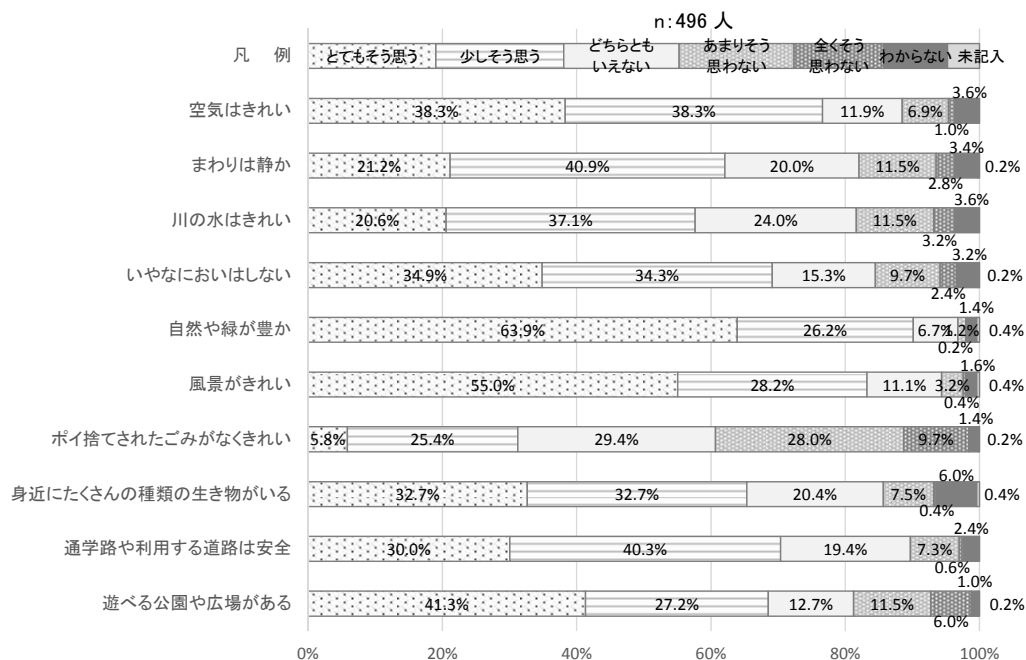
### 【小中学生アンケート】

#### 問1 関心のある環境問題について (3つまで回答)



「地球温暖化」についての関心が最も高く、半数以上が関心があると回答しています。次いで「野生動植物の減少や絶滅」、「海や川のごみ」への関心が高くなっています。

## 問2 身のまわりの環境について

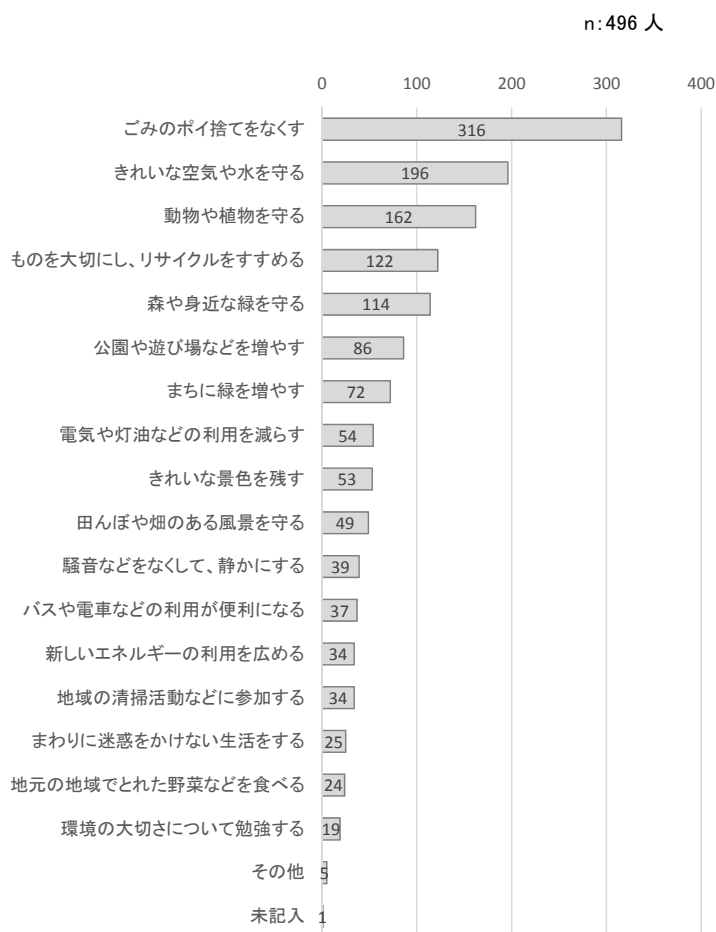


「自然や緑が豊かである」で9割、  
「風景がきれいである」で8割以上  
が評価しています。  
「ポイ捨てされたごみがなくきれい  
である」については、評価が3割程  
度と極端に低くなっています。

回答数に「とてもそう思う：5、少しそう思う：4、  
どちらともいえない：3、あまりそう思わない：2、  
全くそう思わない：1」をかけた合計の平均

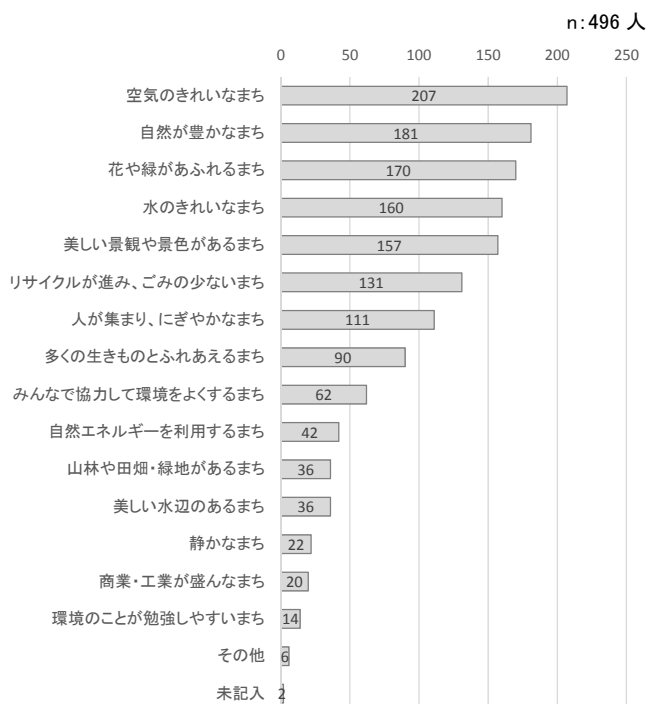


### 問3 環境をより良くするためにすべきことについて (3つまで回答)



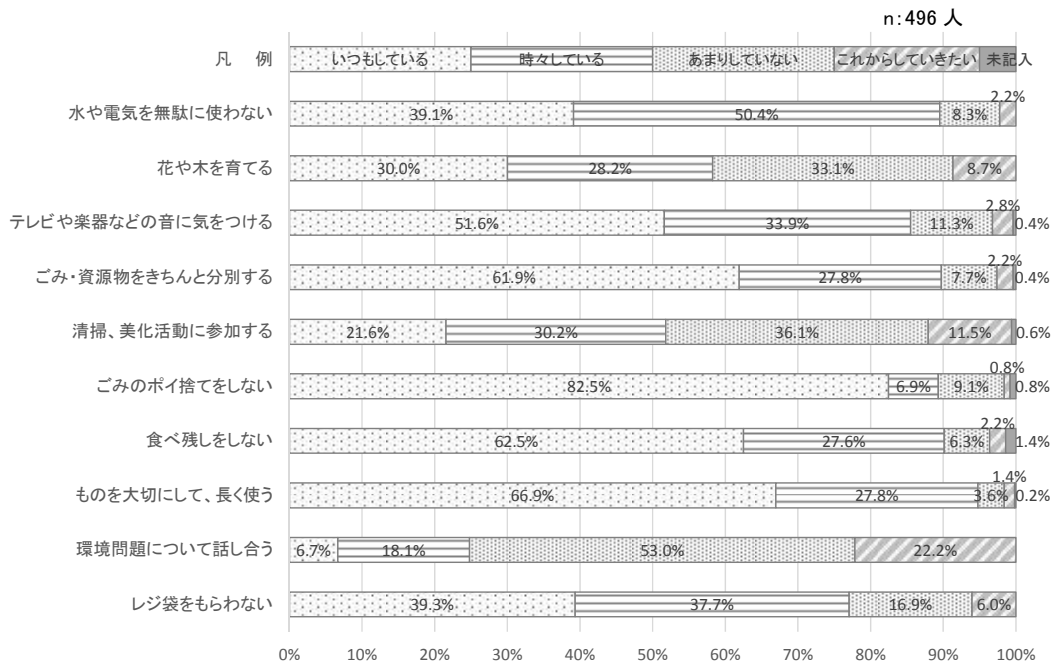
「ごみのポイ捨てをなくす」との回答が6割を超えています。次いで「きれいな空気や水を守る」、「動物や植物を守る」との回答が多くありました。「環境の大切さについて勉強する」、「地元の地域でとれた野菜などを食べる」との回答は少なくなっています。

### 問4 将来こうなってほしいと思う中野市のイメージについて (3つまで回答)



「空気のきれいなまち」との回答が約4割と最も多く、次いで「自然が豊かなまち」、「花や緑があふれるまち」、「水のきれいなまち」、「美しい景観や景色があるまち」の順となり、3割を超える回答がありました。

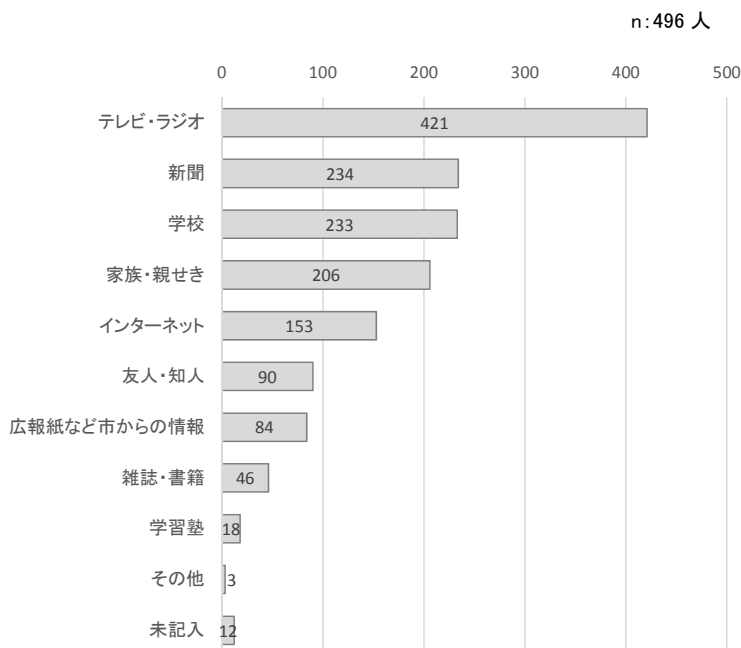
## 問5 ふだん学校や家で行っている環境にやさしい取組について



「いつもしている」取組では、「ごみのポイ捨てをしない」が8割を超えており、「いつもしている」と「時々している」の合計では「ものを大切に、長く使う」、「食べ残しをしない」が9割を、「ごみ・資源物をきちんと分別する」、「ごみのポイ捨てをしない」、「テレビや楽器などの音に気をつける」が8割を超えています。

「環境問題について話し合う」は、「いつもしている」と「時々している」の合計でも3割に満たない回答でした。

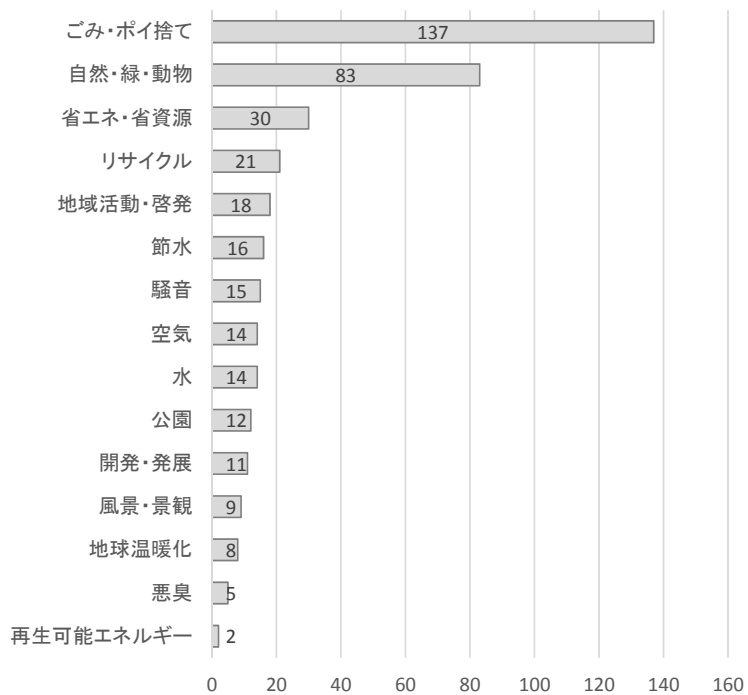
## 問6 環境問題の情報について



「テレビ・ラジオ」との回答が8割を超え最も多く、次いで「新聞」、「学校」、「家族・親せき」の順となり、それぞれ4割を超える回答がありました。

## 問7 環境に対する意見などについて

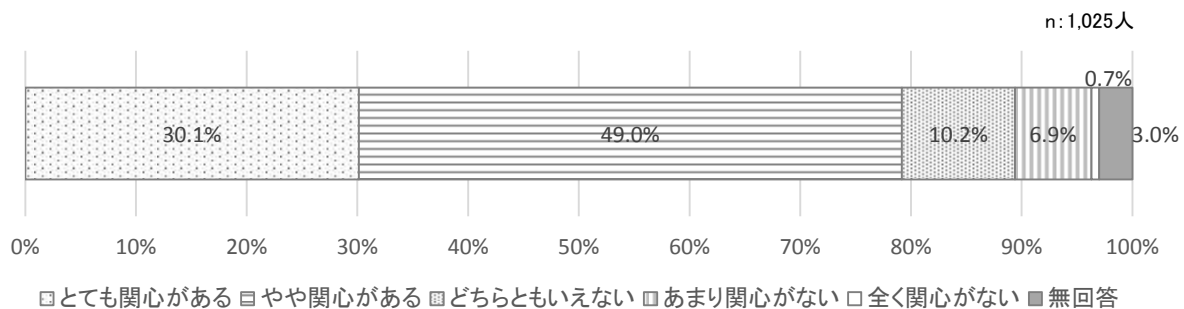
n:496人



「ごみ・ポイ捨て」に関する意見が最も多く、次いで「自然・緑・動物」に関する意見が多くありました。

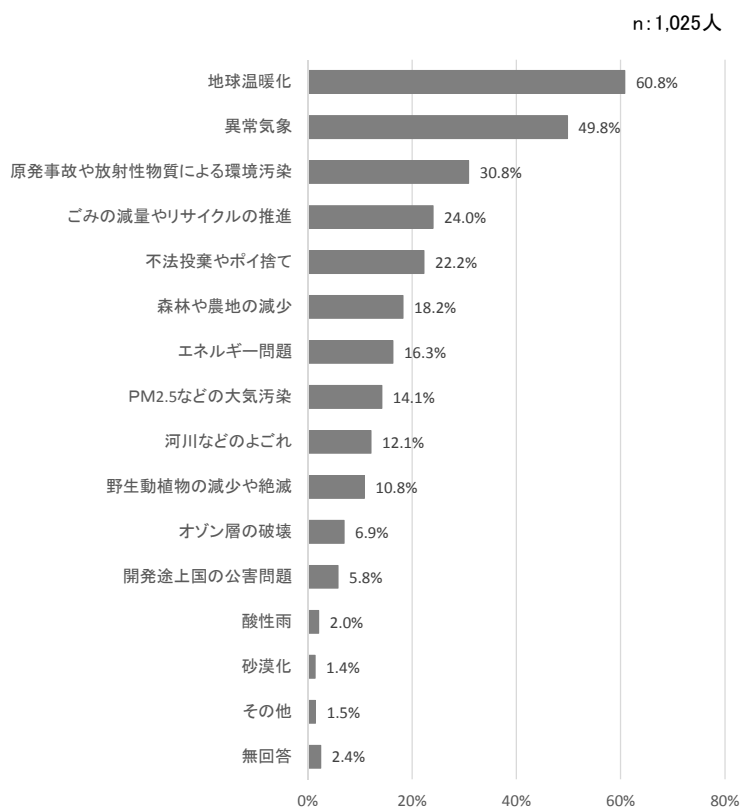
## 【市民アンケート】

### 問1 環境問題への関心について



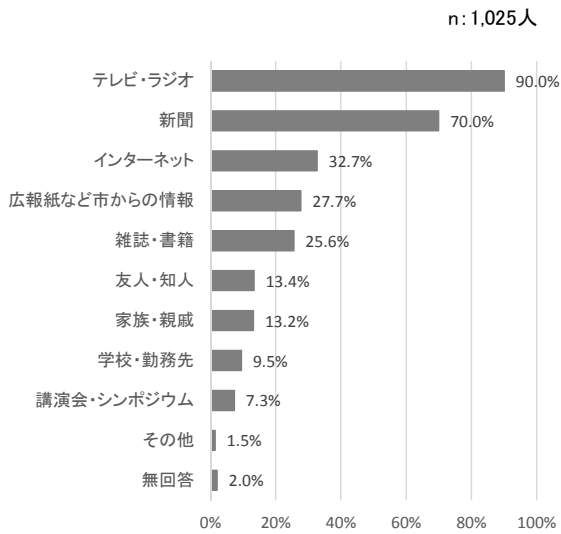
「とても関心がある」「やや関心がある」合わせて約80%の人が環境問題に関心があると答えています。

### 問2 関心を持っている環境問題について（3つまで回答）



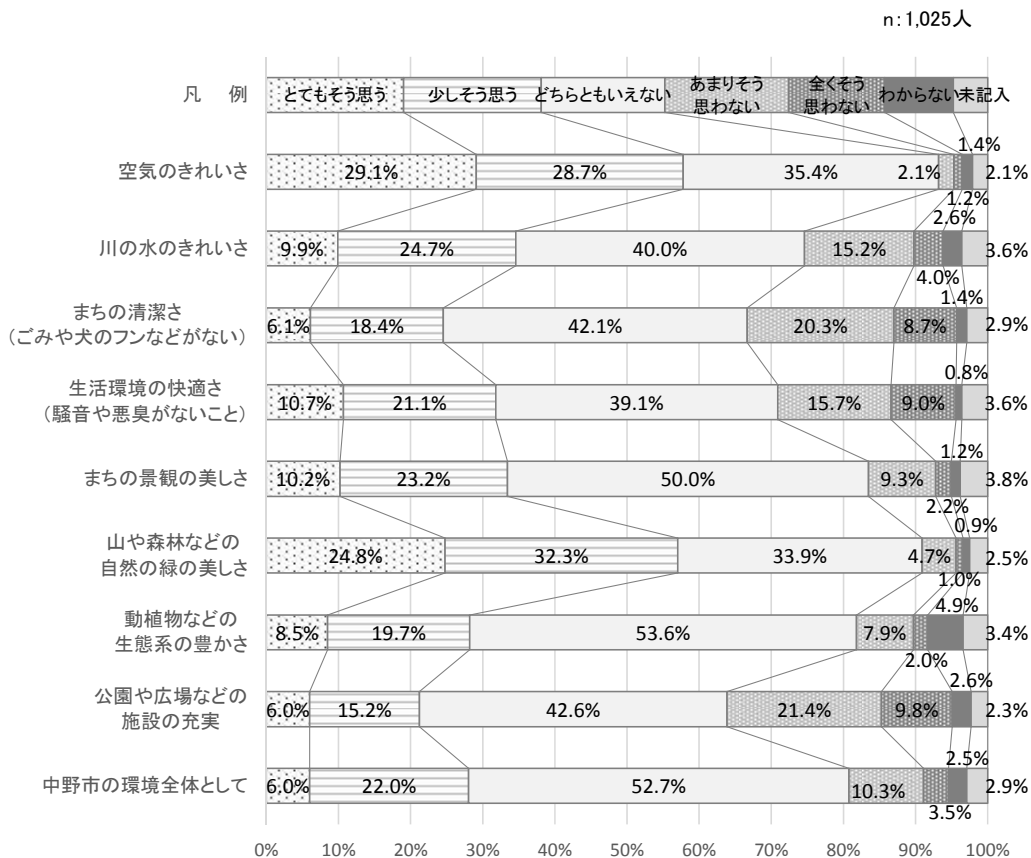
「地球温暖化」が60.8%ととびぬけて高く、これに、「異常気象」49.8%、「原発事故や放射性物質による環境汚染」30.8%が続いています。

### 問3 環境問題についての情報源（3つまで回答）



「テレビ ラジオ」が 90.0%、次いで「新聞」が 70.0%で、両者がとびぬけて高くなっています。

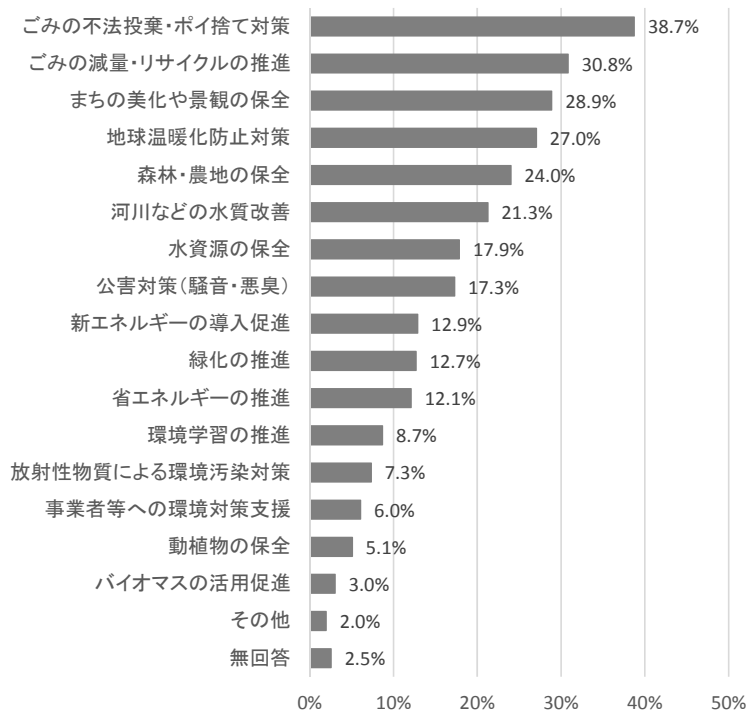
### 問4 中野市の環境について



「満足」「やや満足」を合わせると、「空気のきれいさ」が 57.8%と最も高く、次いで「山や森林などの自然の緑の美しさ」が 57.1%、「自然とのふれあいの機会の多さ」が 38.3%などとなっています。逆に「やや不満」「不満」をみると、「公園や広場などの施設の充実」が合わせて 31.2%、「まちの清潔さ（ごみや犬のフンなどが無い）」が 29.0%、「生活環境の快適さ（騒音や悪臭がないこと）」が 24.7%などとなっています。総じて、自然環境では満足度が高く、生活環境では満足度が低いといえます。

### 問5 市が優先して進めるべき環境問題への取組について（3つまで回答）

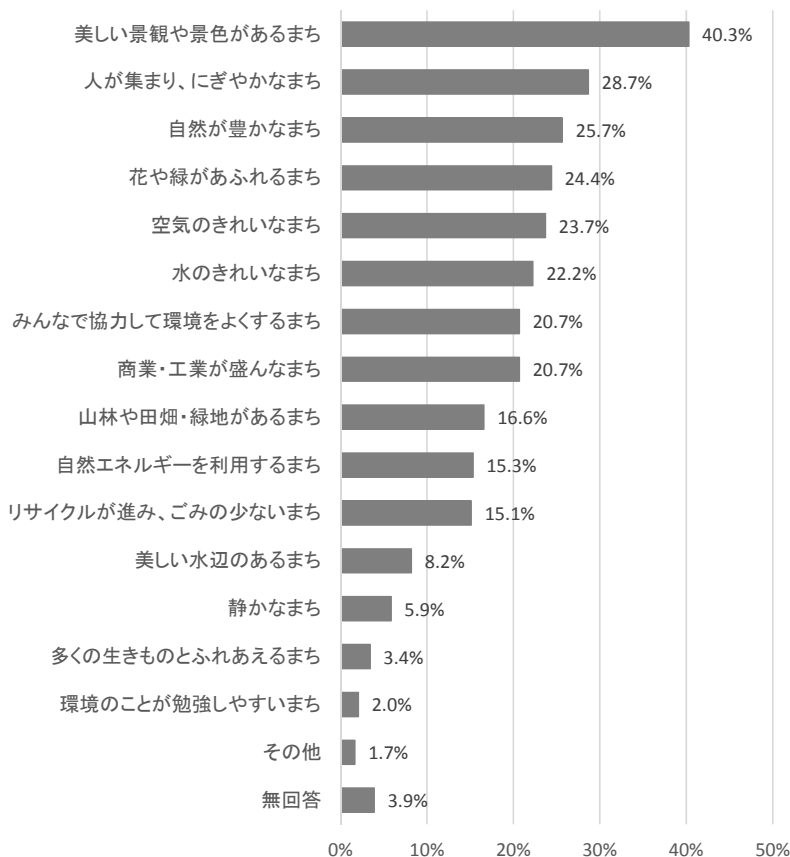
n:1,025人



「ごみの不法投棄・ポイ捨て対策」が38.7%と最も高く、次いで「ごみの減量・リサイクルの推進」が30.8%、「まちの美化や景観の保全」が28.9%、「地球温暖化防止対策」が27.0%などとなっています。特にごみ対応が求められています。

### 問6 中野市の将来像について（3つまで回答）

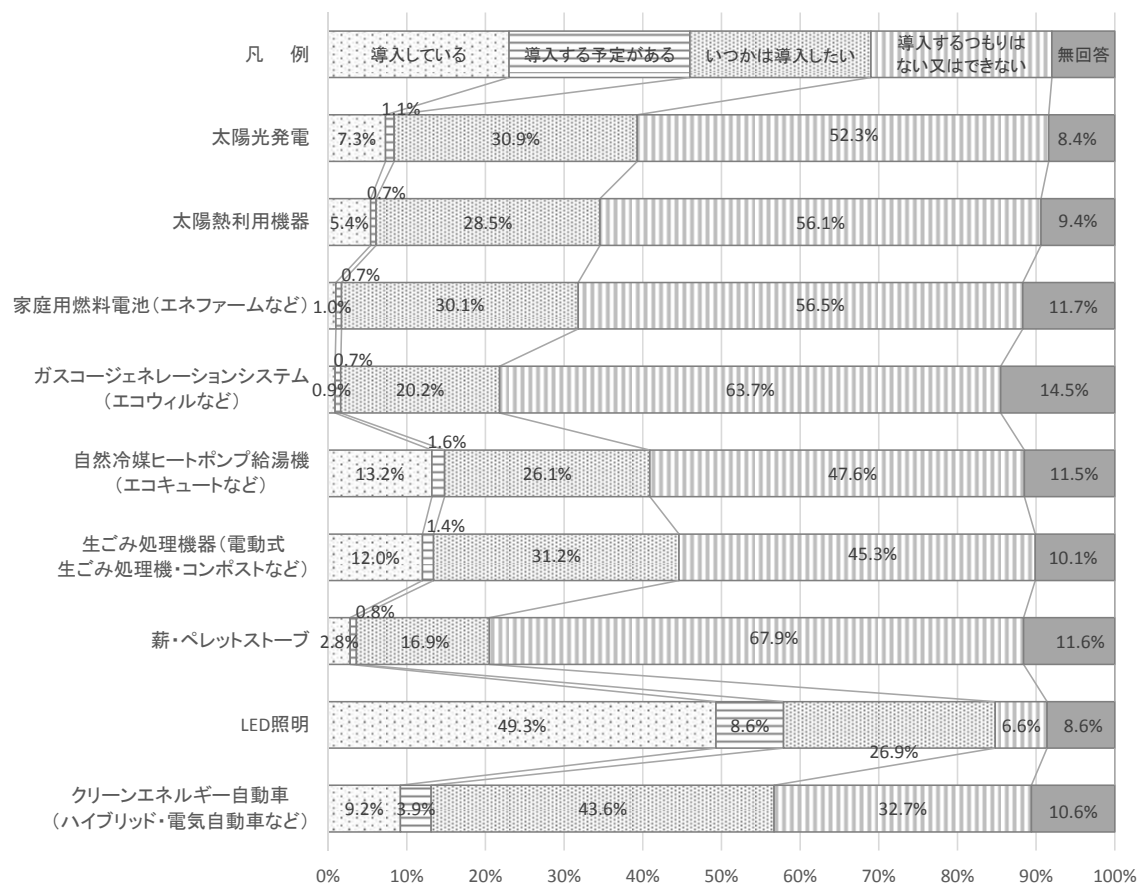
n:1,025人



「美しい景観や景色があるまち」が40.3%と最も高く、次いで「人が集まり、にぎやかなまち」が28.7%、これに「自然が豊かなまち」25.7%、「花や緑があふれるまち」24.4%、「空気のきれいなまち」23.7%、「水のきれいなまち」22.2%など、自然環境・景観に関する項目が20%台前半で挙げられています。「美しい景観や景色があるまち」を支持・補強するものといえます。

## 問7 導入している省エネ設備・機器について

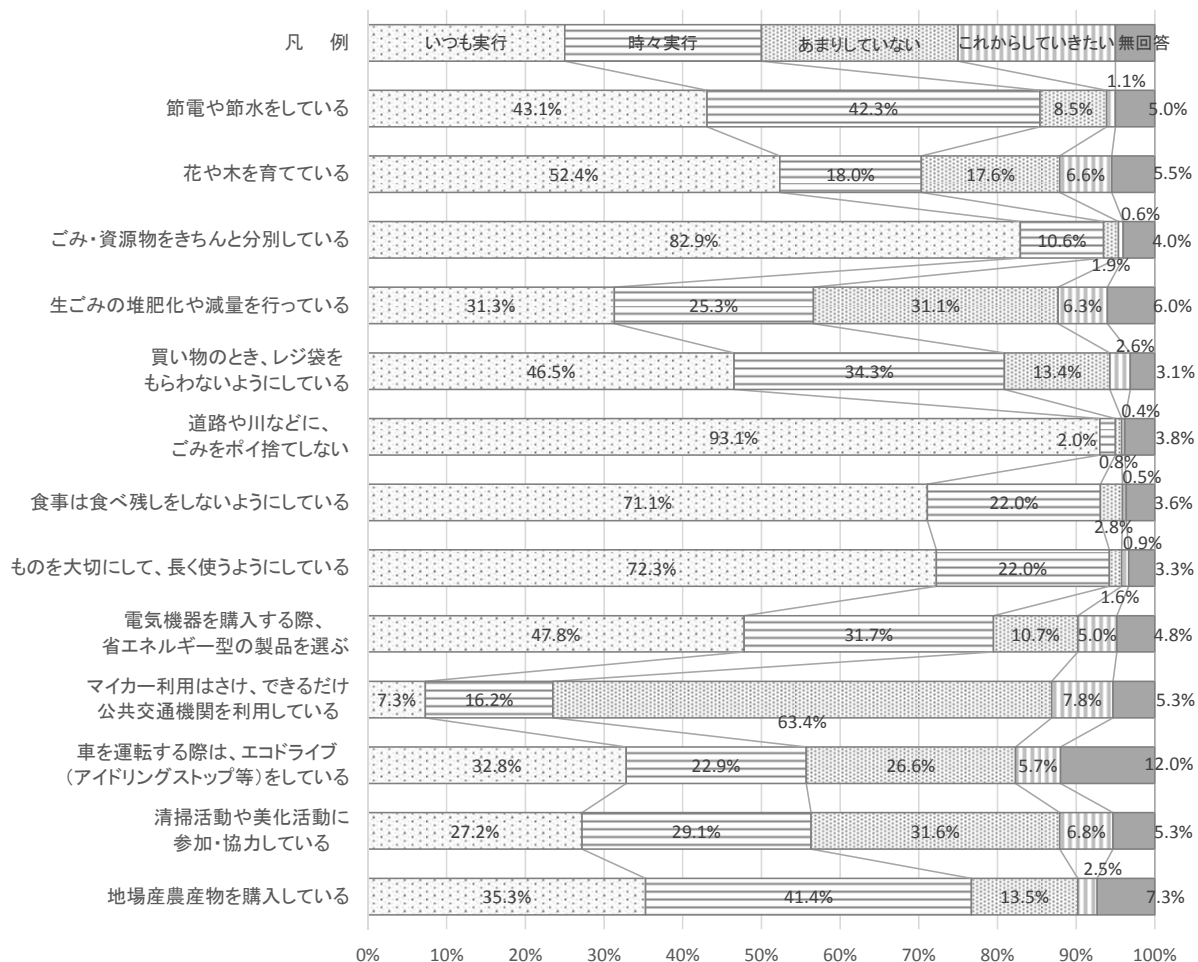
n:1,025人



「導入している」では「LED照明」が49.3%と突出し、かなり下がって「自然冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュートなど)」13.2%、「生ごみ処理機器(電動式生ごみ処理機・コンポストなど)」12.0%など。「導入している」「導入する予定がある」「いつかは導入したい」を合わせると、「LED照明」が84.8%、「クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド・電気自動車など)」が56.7%、「生ごみ処理機器(電動式生ごみ処理機・コンポストなど)」が44.6%などとなっています。これに対し「導入するつもりはない又はできない」では、「薪・ペレットストーブ」67.9%、「ガスコージェネレーションシステム(エコウィルなど)」が63.7%など。全体として、「LED照明」「クリーンエネルギー自動車」以外は、「導入するつもりはない又はできない」が50%前後かそれ以上を占めています。

## 問8 日常生活での環境にやさしい取組について

n:1,025人

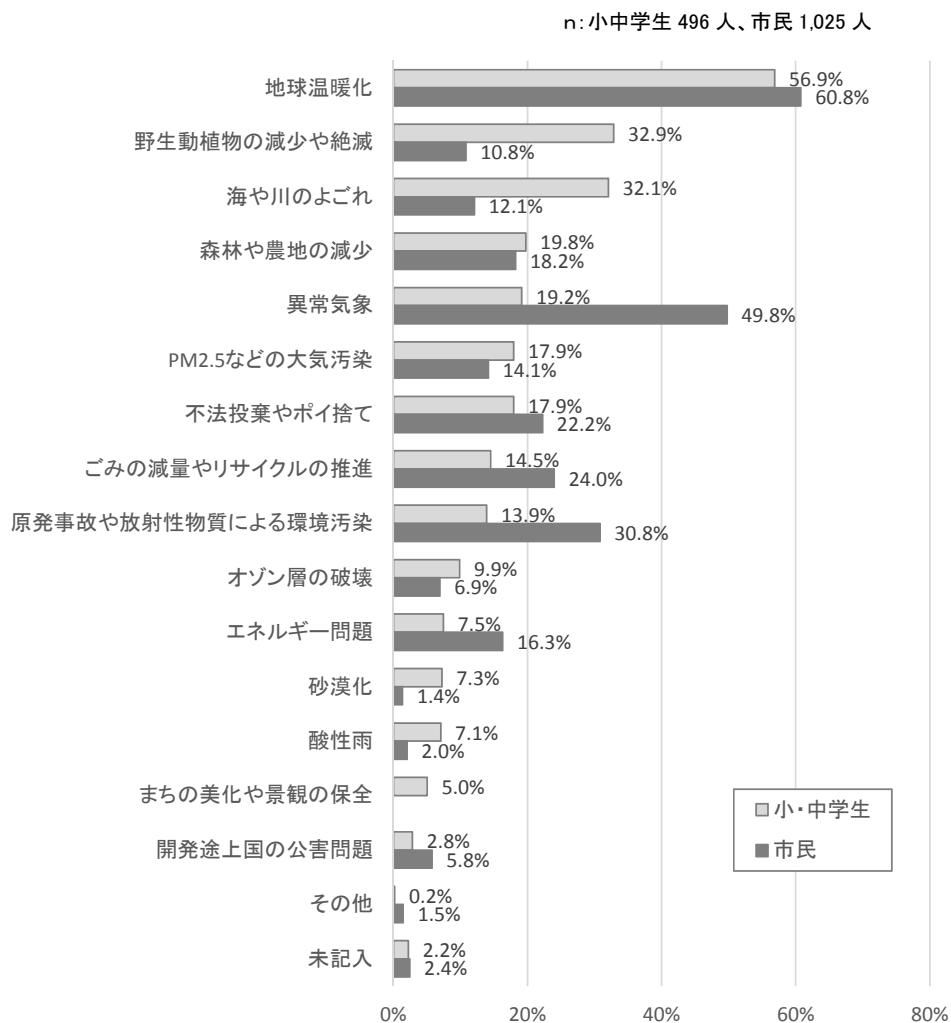


「いつも実行」では、「道路や川などに、ごみをポイ捨てしない」が93.1%と最も多く、次いで「ごみ・資源物をきちんと分別している」82.9%、「ものを大切に、長く使うようにしている」72.3%、「食事は食べ残しをしないようにしている」71.1%など身近な取組が上位を占めています。これに対し「あまりしていない」のは、「マイカー利用はさけ、できるだけ公共交通機関を利用している」63.4%、「清掃活動や美化活動に参加・協力している」31.6%、「生ごみの堆肥化や減量を行っている」31.1%、「車を運転する際は、エコドライブ（アイドリングストップ等）をしている」26.6%など。全体として、「マイカー利用はさけ、できるだけ公共交通機関を利用している」以外は、「いつも実行」「時々実行」合わせて過半を占めています。



## 【小中学生・市民アンケートの比較】

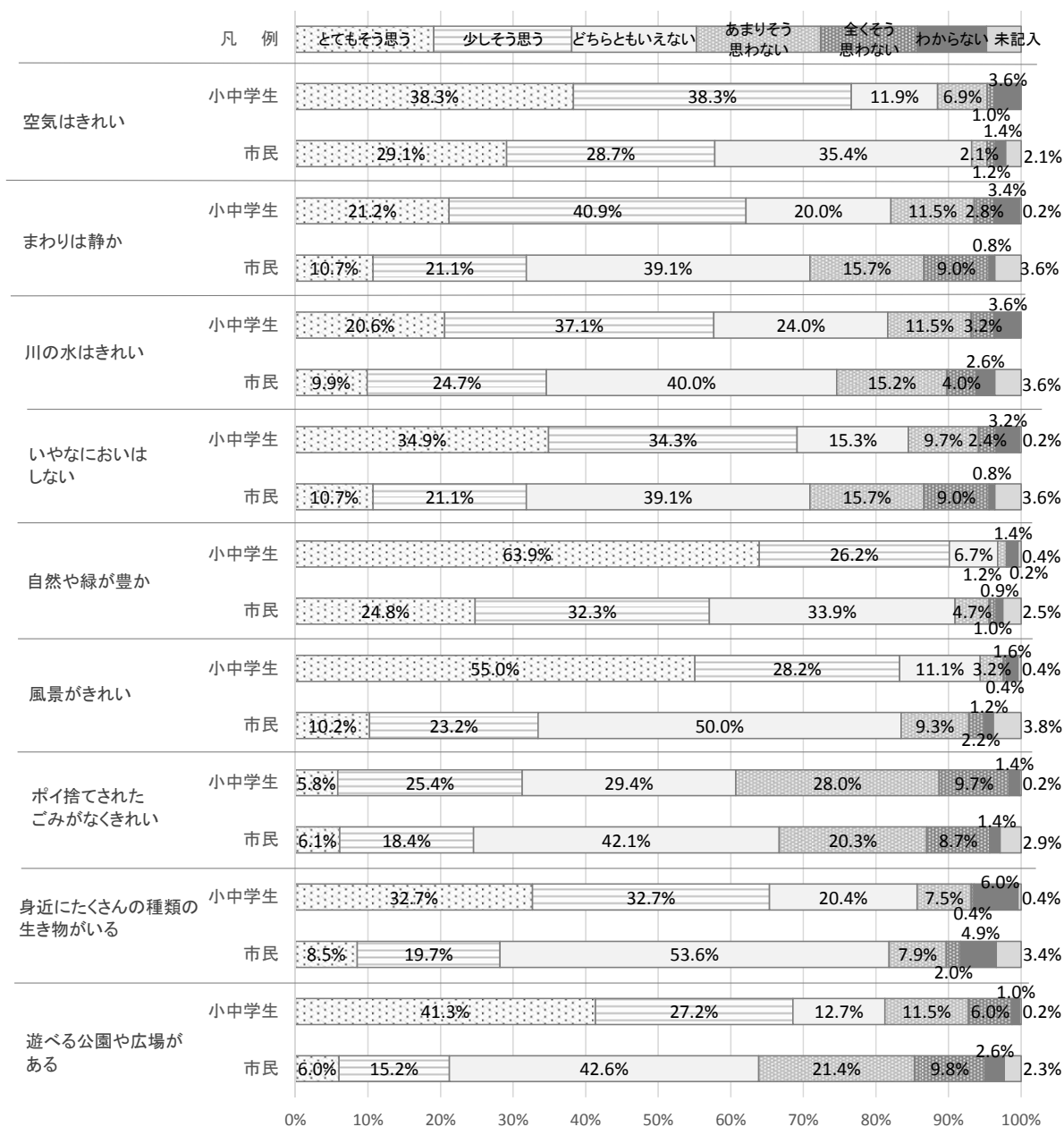
### 問1 関心のある環境問題について（3つまで回答）



小中学生、市民とも「地球温暖化」への関心が最も高くなっています。  
 小中学生は、「野生動植物の減少や絶滅」、「川や海のごみ」への関心が市民に比べ高く、市民は、「異常気象」、「原発事故や放射性物質による環境汚染」、「エネルギー問題」等への関心が小中学生より高くなっています。

## 問2 身のまわりの環境について

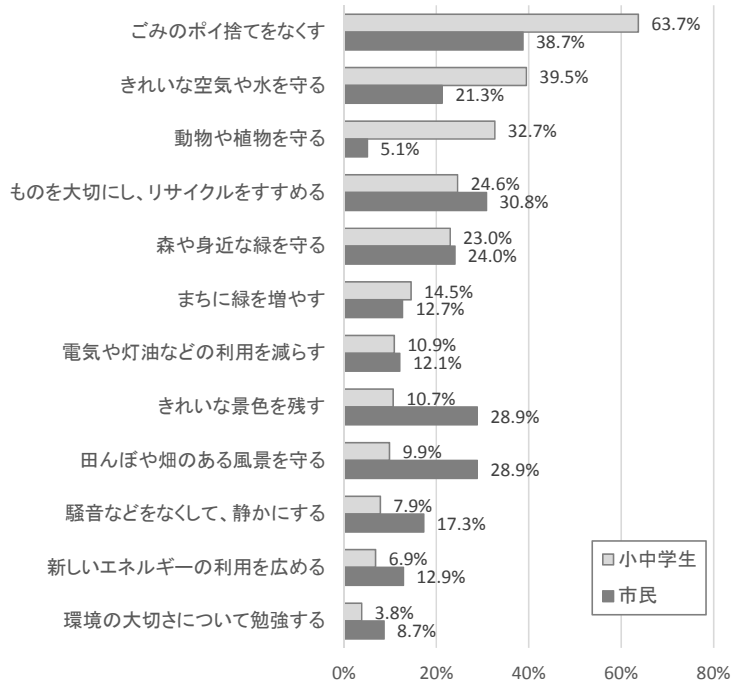
n:小中学生 496 人、市民 1,025 人



「とてもそう思う」と「少しそう思う」の合計について、「風景がきれい」、「遊べる公園や広場がある」、「いやなおいはしない」、「身近にたくさんの種類の生き物がある」で、小中学生の割合が市民の割合を大きく上回っています。  
市民では、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。

問3 環境をより良くするためにすべきことについて (3つまで回答)

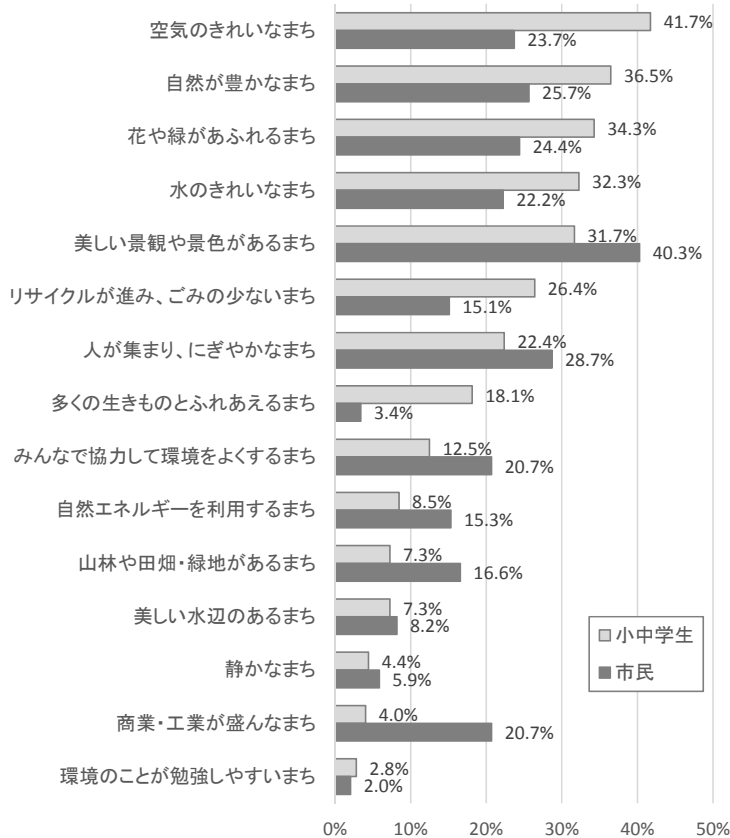
n:小中学生 496人、市民 1,025人



小中学生、市民とも「ごみのポイ捨てをなくす」との回答割合が最も高くなっています。小中学生では32.7%が回答した「動物や植物を守る」が、市民では5.1%と少なく、小中学生では10%前後だった景観の保全に関する回答が、市民では30%近くと多くなっています。

問4 将来こうなってほしいと思う中野市のイメージについて (3つまで回答)

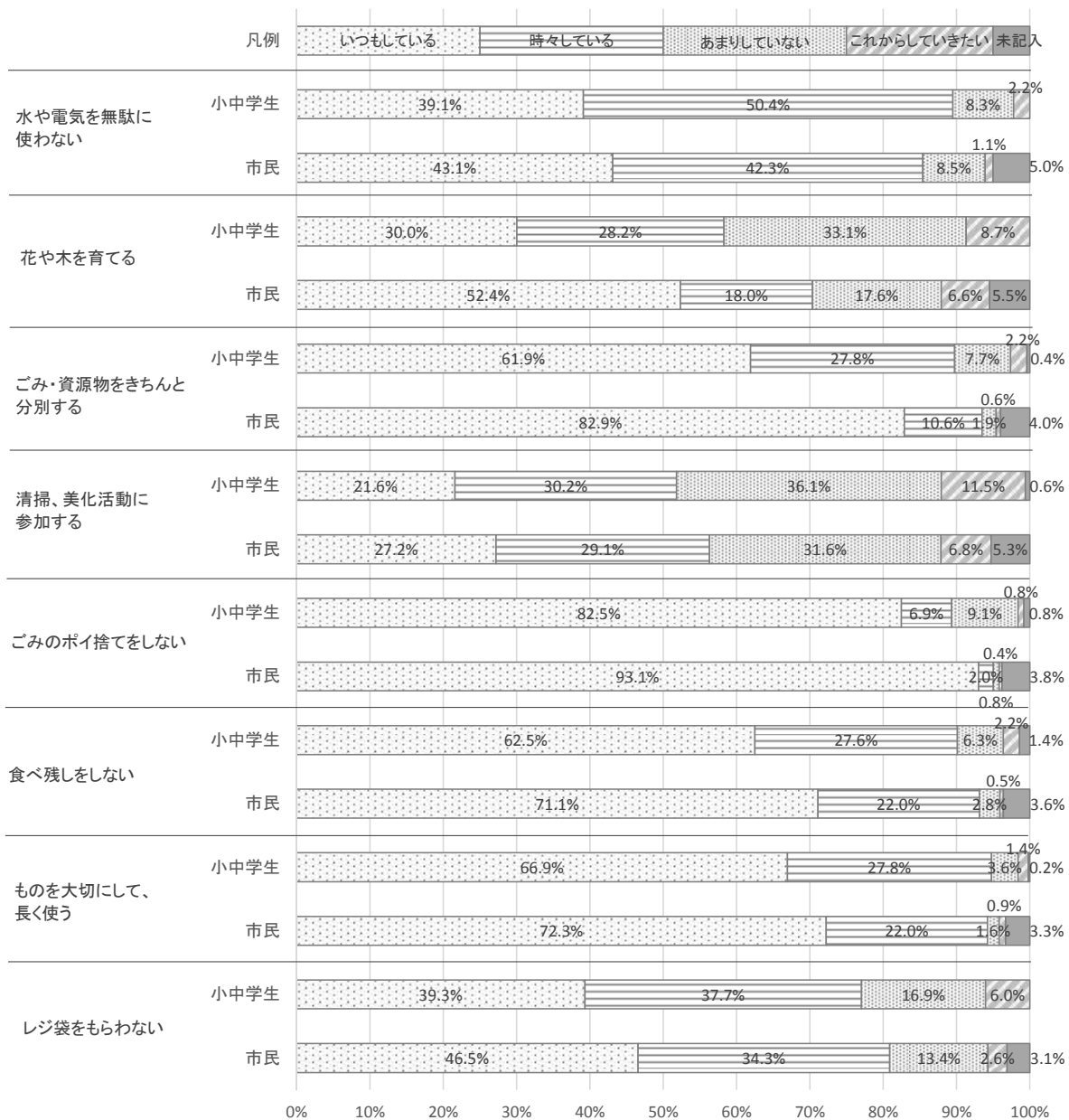
n:小中学生 496人、市民 1,025人



市民では「美しい景観や景色があるまち」との回答割合が最も高くなっています。小中学生より回答割合が高くなっているのは、「商業・工業が盛んなまち」、「山林や田畑・緑地があるまち」、「みんなで協力して環境をよくするまち」などで、低くなっているのは、「多くの生きものとふれあえるまち」、「空気のきれいなまち」、「リサイクルが進み、ごみの少ないまち」などとなっています。

## 問5 ふだん学校や家で行っている環境にやさしい取組について

n: 小中学生 496 人、市民 1,025 人

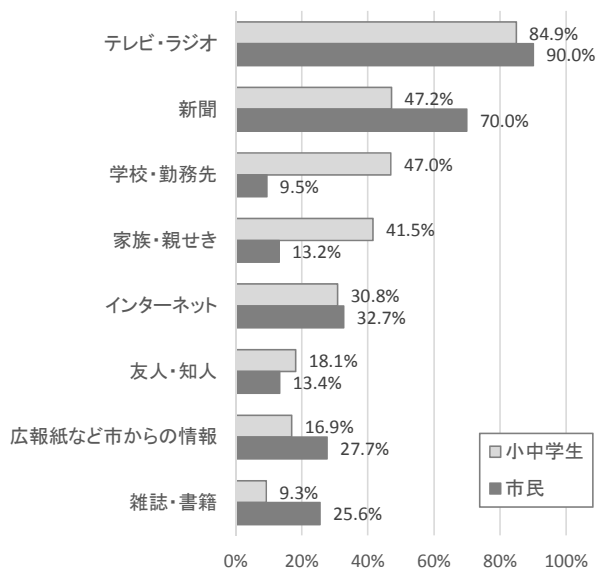


「いつもしている」と「時々している」の合計は、小中学生と市民で同じような傾向になりました。

「いつもしている」では、「花や木を育てる」、「ごみ・資源物をきちんと分別する」で、市民の割合が 20 ポイント以上高くなっています。

## 問6 環境問題の情報について

n:小中学生 496 人、市民 1,025 人



小中学生、市民とも「テレビ・ラジオ」との回答割合が最も高くなっています。

市民では、「新聞」、「雑誌・書籍」が、小中学生では、「学校」、「家族・親せき」の回答割合が高くなっています。

## (9) 用語解説

用語	解説	掲載ページ
<b>【ア行】</b>		
アスベスト濃度	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で、軟らかく耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていましたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになりました。1989年（平成元年）に「特定粉じん」に指定され、2006（平成18年）年9月1日より製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されました。例外として使用が認められていた一部のシール材についても、2012年（平成24年）3月1日より禁止となりました。大気中の濃度は空気1リットル中に含まれる石綿の本数で表されます。	15
一酸化窒素	常温で無色・無臭、水に溶けにくく、空気よりやや重い気体です。有機物の燃焼過程で生成し、酸素に触れると直ちに酸化されて二酸化窒素 NO <sub>2</sub> になります。光化学スモッグや酸性雨の成因に関連し、ボイラー、自動車の排出ガス、焼却炉、石油ストーブなどが発生源です。大気汚染で問題となる窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）のひとつです。	15
一般廃棄物	廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出されるオフィスごみなども事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。	40
エコオフィス活動	温室効果ガスや廃棄物の排出量の削減等により、オフィスの環境配慮を進める取組です。具体的な取組として、冷暖房温度の適正設定、節電・節水の徹底、エコドライブの推進、グリーン製品の購入推進、新エネ・省エネ機器の導入、ごみ分別の徹底、紙類使用の削減等があげられます。	58
エコドライブ	急発進・急加速をしない、経済速度で走行する、不要なアイドリングをしない、不要な荷物を積んでおかない、タイヤの空気圧を適正に保つなど、燃料消費や環境に配慮した運転のことです。	58
温室効果ガス	太陽エネルギーによって温められた熱を宇宙へ逃がさない性質を持つ大気中のガスです。国際気候変動枠組条約では、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が対象となっています。	25、56、58、
<b>【カ行】</b>		
外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域（外国からだけではなく、国内の他の地域も含む）から意図的・非意図的にかかわらず入ってきた生物のことを指します。外来生物法では海外から入ってきた生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。	23、31、54、55

合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のことです。	49、50
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで、最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。	14、15、16、20、45
環境保全型直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する交付金です。2015年度（平成27年度）から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて、日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）の一つとして実施されています。	52
京都議定書	1997（平成9年）年12月京都で開催されたCOP3（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）で採択され、2005年（平成17年）2月に発効しました。先進締約国に対し、2008年（平成20年）～2012年（平成24年）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年（平成2年）比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けましたが、アメリカは離脱しました。第一約束期間における目標値はすべての参加国が達成しました。第二約束期間（2013年（平成25年）～2020年）に日本は参加していません。	56
京都メカニズムクレジット	京都議定書において温室効果ガス削減数値目標の達成を容易にするために、海外で実施した温室効果ガスの排出削減量等を、自国の排出削減約束の達成に換算することができるとした柔軟性措置のことです。直接的な国内の排出削減以外に共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引という3つのメカニズムを導入し、さらに森林の吸収量の増大も排出量の削減に算入を認めています。これらを総称して京都メカニズムと呼んでいます。	56
景観育成住民協定	地域の優れた景観を守り育て、次世代に引き継いでいくために、地域住民が一定区域の建物の色彩、形態等の外観や緑化等に関し、自主的な目標やルールを定め景観を守る取組として締結する協定のことです。	48
下水道普及率 汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設等、浄化槽（合併処理浄化槽）及びコミュニティ・プラントの汚水処理施設の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現した、汚水処理人口普及率で示しています。 汚水処理人口普及率：総人口に対する下水道、農業集落排水施設等の供用開始公示区域内人口と浄化槽、コミュニティ・プラントによる処理人口の合計人口の割合	21、49
公害	環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。	5、14、30、31、44、45、46

光化学オキシダント	物の燃焼によって発生する窒素酸化物と、自動車、石油化学工業、有機溶剤の使用過程などから排出される炭化水素とが、大気中で紫外線にあたり複雑な光化学反応をおこして生成される酸化性物質の総称で、オゾンを主成分とする二次汚染物質です。日差しが強くなる春から夏にかけての日中に濃度が高くなり、目を刺激してくしゃみや涙が出たりするほか、植物の葉を白く枯らしたりします。	15
コージェネ	熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称です。内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池で発電を行ってその際に発生する熱を活用する方法や蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行って蒸気の一部を熱として活用する方法があります。	26
国際規格 ISO	「中野市国際規格等取得事業補助金交付要綱」の対象となる、国際標準化機構によって定められている ISO9000 シリーズ及び ISO14000 シリーズのことをいいます。	38、39
<b>【サ行】</b>		
再生可能エネルギー	「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。	26、30、31、59、60
里地里山	市街地と人の手が加わっていない原生的な自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。	55
ジビエ	狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語です。ジビエの利用が増えることで、シカやイノシシなど有害鳥獣の駆除につながることを期待されます。	53
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。	5、11、41
新エネルギー	1997年(平成9年)施行の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で、「非化石エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」と定義されています。 具体的な種類として、バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、地熱発電(バイナリー発電)、風力発電、水力発電(出力1,000kW以下)、太陽光発電の10種類が規定されています。	26、59



森林吸収源	京都議定書において、二酸化炭素の吸収源として認められている森林のことです。吸収源として認められる森林は、新規植林、再植林、間伐等の適切な森林経営が行われている森林です。	56
森林経営計画	効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。	52
水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させる機能のことです。また、雨水が森林土壌を通過することで、水質が浄化されます。	51
生態系	多様な野生生物と水、大気、土壌、太陽エネルギーの5つの要素が有機的な関係を保つことにより構成された自然のシステムです。	23、51、54、55
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。	5、54、55
<b>【タ行】</b>		
ダイオキシン類	炭素、塩素、水素などから構成される有機塩素系化合物の一種で、一般にポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB、またはダイオキシン様PCBとも呼ばれている。)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。	16、45
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数はし尿汚染の指標として使われています。	20
地球温暖化	地球は太陽からの日射を受ける一方で、地表面から赤外線を放出しています。この赤外線を吸収する二酸化炭素などの気体を温室効果ガスといい、人間の活動により大量に放出されることで、大気中の濃度が増加し地表の温度が上昇することです。	5、25、30、56、59
中水	飲料水(上水)と排水(下水)の間の水質の水のことです。トイレの水洗用水や庭木の水やり、自動車の洗車等に利用できます。	50
デマンドタクシー	予約に応じて運行する乗合のタクシーのことです。本市では、「中野・延徳・平野・高丘地区」で運行し、電話で「乗車便」「停留所」「行く先」を予約して使用します。	28、58
<b>【ナ行】</b>		
二酸化窒素	窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーや自動車などの燃焼過程、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。また、生物活動に由来する自然発生があります。	15
<b>【ハ行】</b>		
パークアンドライド	市街地の渋滞解消やマイカー台数削減のために、郊外に駐車スペースを設け、市街地へはバスや電車に乗り換えをする取組です。	58
ばい煙	燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」のことです。	15

バイオマス	生物 (bio) の量 (mass) の意味で、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) のことを指します。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とします。	60
ハイブリッド車	エンジンとモータの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせ合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。	58
ビオトープ	工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息空間」と訳されます。ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語です。	55
人・農地プラン	地域の話し合いを通じ、集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。プランには、将来にわたり地域農業の中心となる経営体 (人・組織) の明確化、新規就農者の誘致と確保・育成、地域内の農地利用の将来像等が記載され、プランに参加すると国の支援を受けることができます。	52
フードドライブ	food (たべもの)、drive (運動) で、「食べ物を集める運動」という意味で、広く住民に呼びかけて食料を持ち寄る活動のことをいいます。一般家庭にある食品を学校や職場、グループ等、様々な機関・団体が拠点となり食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付します。	41
フードバンク	包装の破損や印字ミス、賞味期限が近い、過剰在庫など、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから寄贈してもらい、福祉施設や困窮世帯等に無償提供する活動です。	41、42
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径が $10\mu\text{m}$ ( $0.01\text{mm}$ ) 以下の非常に細かな粒子のことです。粒子の直径 (粒径) が $2.5\mu\text{m}$ ( $0.0025\text{mm}$ ) 以下と定義される「微小粒子状物質」(PM2.5) もあります。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来 (火山、森林火災など) のものがあります。	15
ふるさと納税	ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられ、多くの自治体では地域の名産品などの返礼品があります。本市では 2016 年度 (平成 28 年度) に 2 万件、3 億円近い寄附がありました。	52、53
ペレットストーブ	間伐材などの木材の粉碎物を直径 6 ~ 8 mm 程度の円筒形に固形化したペレットを燃料にするストーブのことです。	26、59、60
放射線量	放射線の量の大きさのことをいい、放射線を受けたときの体への影響の度合いを表す表示単位がシーベルト (Sv) です。シーベルトの 1,000 分の 1 がミリシーベルト (mSv)、100 万分の 1 がマイクロシーベルト ( $\mu\text{Sv}$ ) です。	17、45、46
<b>【ラ行】</b>		
ラフティング	ゴムボートを使って行う川下りのことです。	9、55
リサイクル率	資源物 (市回収量+団体回収量) ÷ ごみ総排出量 (可燃ごみ+埋立ごみ+資源物) × 100 で計算しています。	11、41

【A～Z】		
BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の有機物が微生物の働きにより分解されるときに消費される酸素の量です。河川の水の汚れを表す代表的な指標の一つです。	20、45
DO（溶存酸素）	水中に溶解している酸素の量のことで、河川の水の汚れを表す代表的な指標の一つです。水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。溶存酸素の低下は、水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招きます。	20
ESCO 事業	Energy Service Company の略称。省エネルギーを企業活動として行う事業で、顧客にエネルギーサービスを提供するビジネスです。事業者は工場やビルの省エネルギーに関する省エネ診断、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達など包括的サービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証します。事業者は顧客の省エネルギー効果の一部から報酬を受け取ります。	58
NPO	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。	38、39
PDCA サイクル	計画を実効性のある取組としていくために、①計画（Plan）を立て、②実行（Do）、③点検・評価（Check）をして、④見直し（Action）を行い、次の計画（Plan）に反映させるという工程を繰り返し行うシステムのことです。	62
pH（水素イオン濃度）	pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示します。河川水は通常 pH6.5～8.5 を示しますが、石灰岩地帯や田畑など流域の地質、生活排水、工場排水などの人為汚染、夏期における植物プランクトンの光合成等の要因により酸性にもアルカリ性にも変化します。	20
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。コメントやトラックバック機能などの機能を含むブログも広い意味では含まれます。	35
SS（浮遊物質）	水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。	20



---

---

## 第2次中野市環境基本計画

2018年（平成30年）3月発行

発行：中野市

編集：中野市くらしと文化部環境課

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電話 0269-22-2111（代表）

FAX 0269-22-5923

メール [kankyo@city.nakano.nagano.jp](mailto:kankyo@city.nakano.nagano.jp)

ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/>

---







**緑豊かなふるさとを  
共につくるまち なかの**